

資料 10-6

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA51H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表

51条

令和5年6月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について		
<p>「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。</p>		
<p>【適合性一覧表の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。 ➢ 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。 ➢ 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料（比較表）では相違箇所の識別のみとする。 <p>【関連資料の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。 ➢ 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。 ➢ よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。 		

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】	
記号	相違のある要求事項
①	環境条件_環境影響
②	環境条件_海水通水
③	操作性
④	切り替え性
⑤	悪影響防止_系統設計
⑥	設置場所
⑦	容量等
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象
⑨	共通要因故障_サポート系

相違に対する考え方

配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし

外部送水系（補給・除熱除く）は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし
常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし

操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作（又は両方）が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし

本来用途と異なる目的で使用するための操作を切り替え性とする（本来用途のための操作は操作性にて考慮）か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし

系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分離化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし

対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし

有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を貯える容量とする方針に相違なし

設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし

対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配管図(保管場所図) 系統図 接続図	配管図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
⑧	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの		
<p>重大事故等対応設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対応設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
【共通（資料構成の変更）】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> (変更前) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 (変更後) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 		
【配置図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対応設備に加え、重大事故等対応設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対応設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 		
【試験検査】		
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 		
【系統図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 		
【容量設定根拠】		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 		
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-1 SA設備基準適合性一覧表	51-1 SA設備 基準適合性一覧表	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉										泊発電所3号炉										相違理由
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																				
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性										規制基準適合性										
規制基準適合性																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉										泊発電所3号炉										相違理由
泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(非常用)																				
<																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

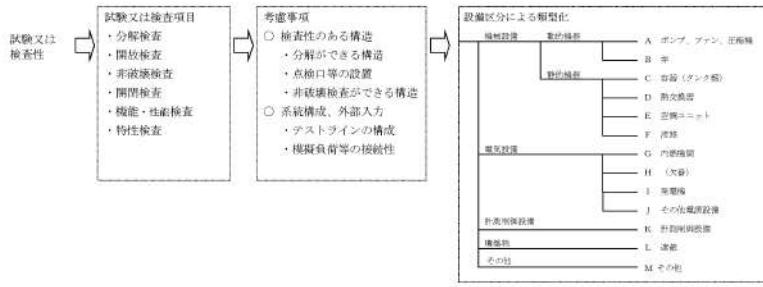
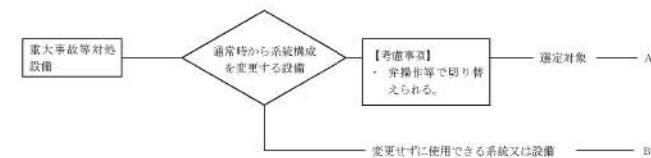
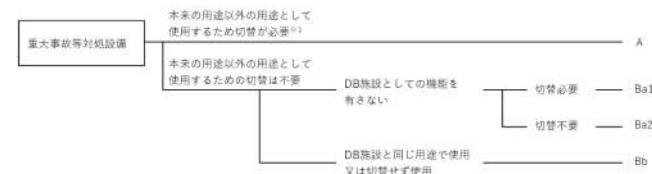
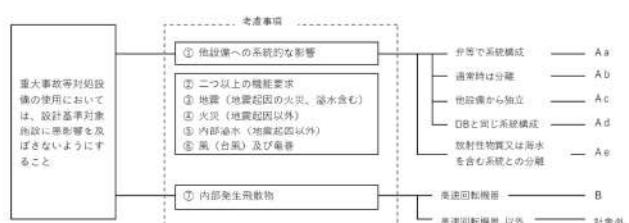
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉	相違理由
大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明		泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>④海水を通水する系統への影響 ⑤周辺機器等からの悪影響</p> <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例: A③, A⑦, A⑨等)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <pre> graph LR A[試験又は検査項目] --> B[考慮事項] B --> C[設備区分による類型化] C --> D[試験又は検査性] D --> E[試験又は検査項目] E --> F[設備区分による類型化] F --> G[試験又は検査性] G --> H[試験又は検査項目] H --> I[設備区分による類型化] I --> J[試験又は検査性] J --> K[設備区分による類型化] K --> L[試験又は検査性] L --> M[その他の試験又は検査性] </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <pre> graph LR A[試験又は検査項目] --> B[考慮事項] B --> C[設備区分による類型化] C --> D[試験又は検査性] D --> E[試験又は検査項目] E --> F[設備区分による類型化] F --> G[試験又は検査性] G --> H[試験又は検査項目] H --> I[設備区分による類型化] I --> J[試験又は検査性] J --> K[設備区分による類型化] K --> L[試験又は検査性] L --> M[その他の試験又は検査性] </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備] --> B{通常時から系統構成を変更する設備} B --> C[考慮事項] C --> D[切り替えられる] D --> E[選定対象 A] D --> F[変更仕方に使用できる系統又は設備 B] </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備] --> B[本來の用途以外の用途として使用するため切替が必要] B --> C[重大事故等対処設備] C --> D[本來の用途以外の用途として使用するための切替は不要] D --> E[DB施設としての機能を有さない] E --> F[切替必要 B1] E --> G[切替不要 B2] G --> H[DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 Bb] </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[考慮事項] B --> C[①他設備への系統的影響 ②二つ以上の機能要求 ③地震(地震起因の火災、漏水含む) ④火災(地震起因以外) ⑤内部漏水(地震起因以外) ⑥風(台風)及び竜巻] C --> D[内部発生飛散物] D --> E[高速回転機器] </pre> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A②等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <pre> graph TD A[重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること] --> B[考慮事項] B --> C[①他設備への系統的影響 ②二つ以上の機能要求 ③地震(地震起因の火災、漏水含む) ④火災(地震起因以外) ⑤内部漏水(地震起因以外) ⑥風(台風)及び竜巻] C --> D[内部発生飛散物] D --> E[高速回転機器] E --> F[高速回転機器以外 対象外] </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉	相違理由								
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について		■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について									
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について		■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について									
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について		■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について		■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について									

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等がどうか 売荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等 ①、②以外 千両数の考え方へ</p> <p>予備数量 【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給脂、メガチェック、構造確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 ⑥、⑦以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等がどうか ③、④以外</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・浸水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【考慮事項】 ・環境条件 ・溢水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A[考慮事項 放射線の影響] --> A1[SFP 事故時に使用する設備] A[考慮事項 放射線の影響] --> B1[その他の設備] style A fill:#e0f2e0 style B fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A2[【考慮事項】放射線の影響] --> A2_1[SFP 事故時に使用する設備] A2[【考慮事項】放射線の影響] --> B2_1[その他の設備] style A2 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> A3_1[位置的分散] A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> B3_1[屋外] style A3 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> A4_1[位置的分散] A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> B4_1[屋外] A4_1 --> A4_1a[共通要因の考慮対象設備なし] A4_1 --> A4_1b[共通要因の考慮対象設備あり] B4_1 --> B4_1a[共通要因の考慮対象設備なし] B4_1 --> B4_1b[共通要因の考慮対象設備あり] style A4 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> A5_1[屋内] A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> B5_1[屋外] style A5 fill:#e0f2e0 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --> A6_1[屋内] A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --> B6_1[屋外] style A6 fill:#e0f2e0 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災] A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_2[②サポート系による要因] A7_1 --> A7_1a[位置的分散] A7_1 --> A7_1b[屋外設備] A7_1 --> A7_2a[多様性・独立性] A7_1 --> A7_2b[サポートあり] A7_1 --> A7_2c[サポートなし] style A7 fill:#e0f2e0 </pre> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災] A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_2[②サポート系による要因] A8_1 --> A8_1a[防止設備] A8_1 --> A8_1b[非防止設備] A8_1a --> A8_1a_1[屋内設備] A8_1a --> A8_1a_2[屋外設備] A8_1b --> A8_1b_1[同一目的のSA設備あり] A8_1b --> A8_1b_2[同一目的のSA設備なし] A8_1b --> A8_1b_3[代替するDB設備あり] A8_1b --> A8_1b_4[代替するDB設備なし] A8_1b_1 --> A8_1b_1a[対象外] A8_1b_2 --> A8_1b_2a[対象外] A8_1b_3 --> A8_1b_3a[代替するDB設備あり] A8_1b_4 --> A8_1b_4a[代替するDB設備なし] A8_1b_3a --> A8_1b_3aa[対象外] A8_1b_4a --> A8_1b_4aa[対象外] A8_2 --> A8_2a[設備毎に考慮] A8_2 --> A8_2b[サポート系あり] A8_2 --> A8_2c[サポート系なし] style A8 fill:#e0f2e0 </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-2 配置図 3号炉	51-2 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成、配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。 ・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）

凡例

- | | |
|---|------------|
| ■ | ：設計基準対象施設 |
| ■ | ：重大事故等対処設備 |

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

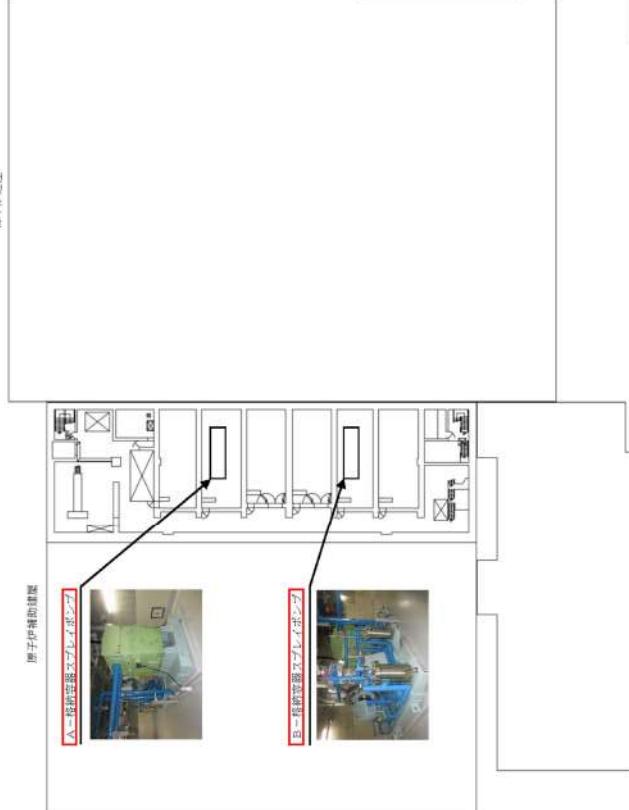
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

図51-2-1 配置図（原子炉格納容器下部への注水）

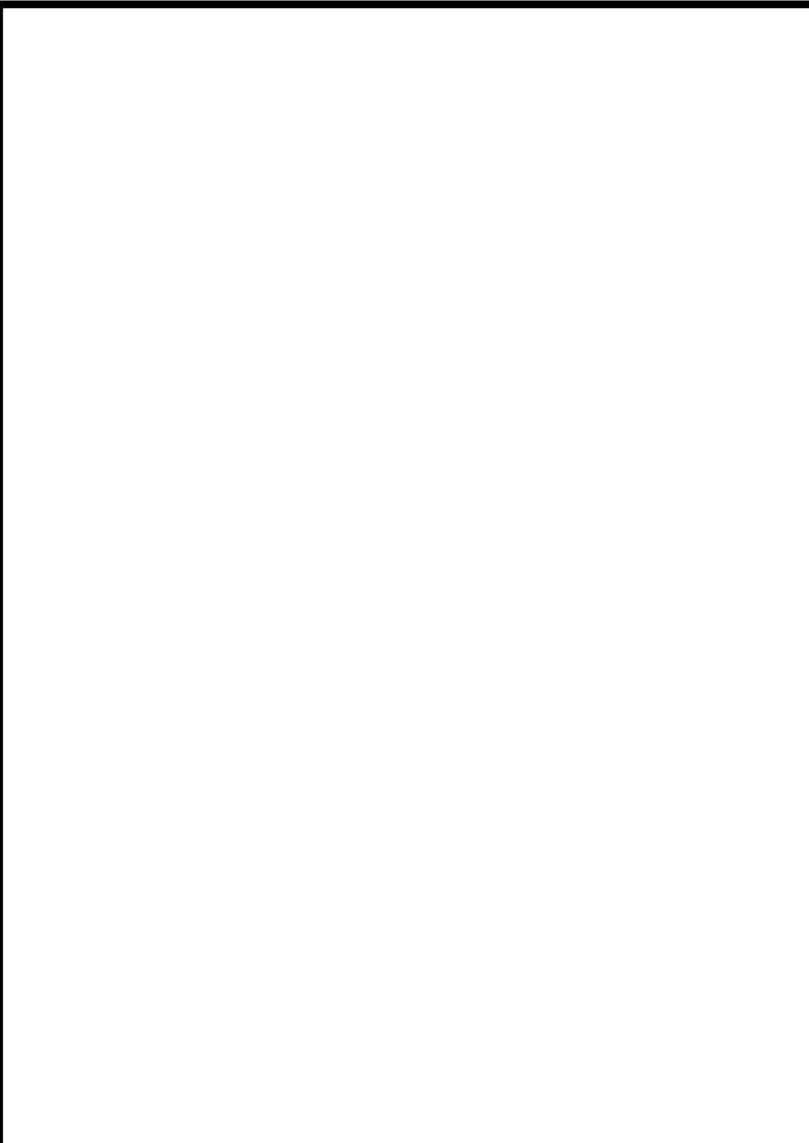
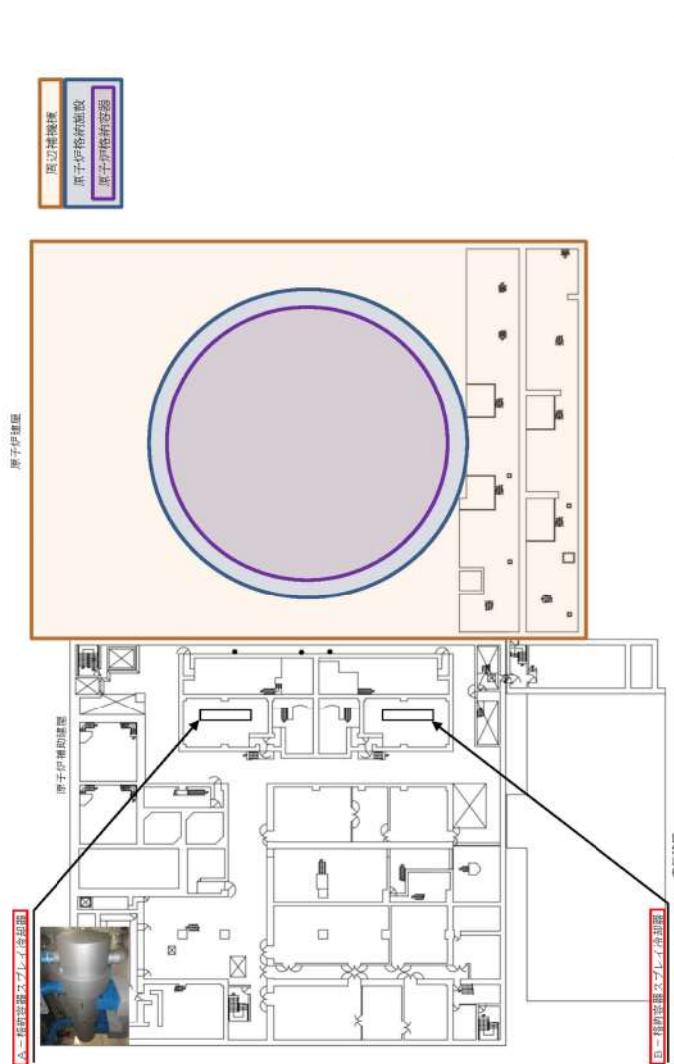
51-2-1

51-2-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

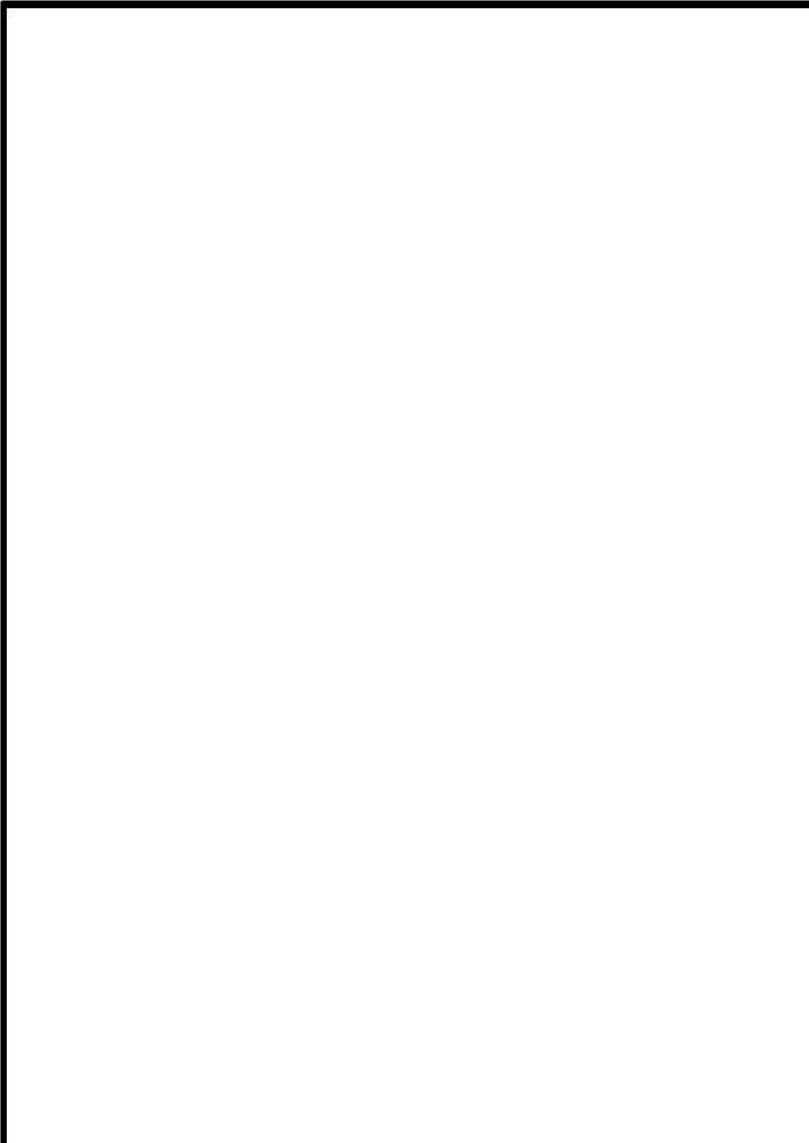
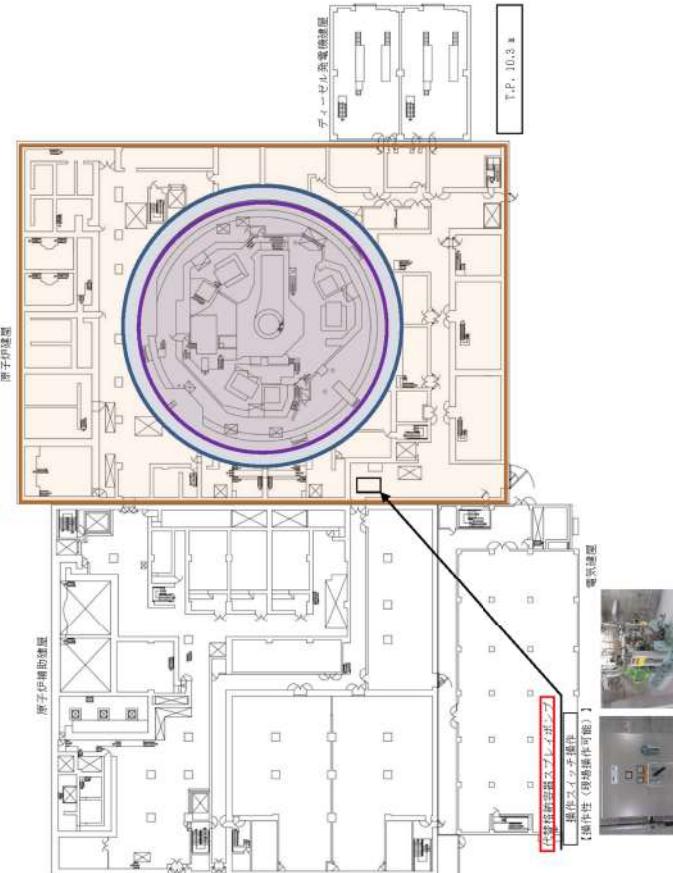
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> 	 <p>図51-2-2 配置図（原子炉格納容器下部への注水）</p> <p>51-2-2</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>図51-2-3 配置図（原子炉格納容器下部への注水）</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

図5.1-2-4 配置図（原子炉格納容器下部への注水）

51-2-4

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-4 試験・検査説明資料 3号炉	51-3 試験・検査説明資料	

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

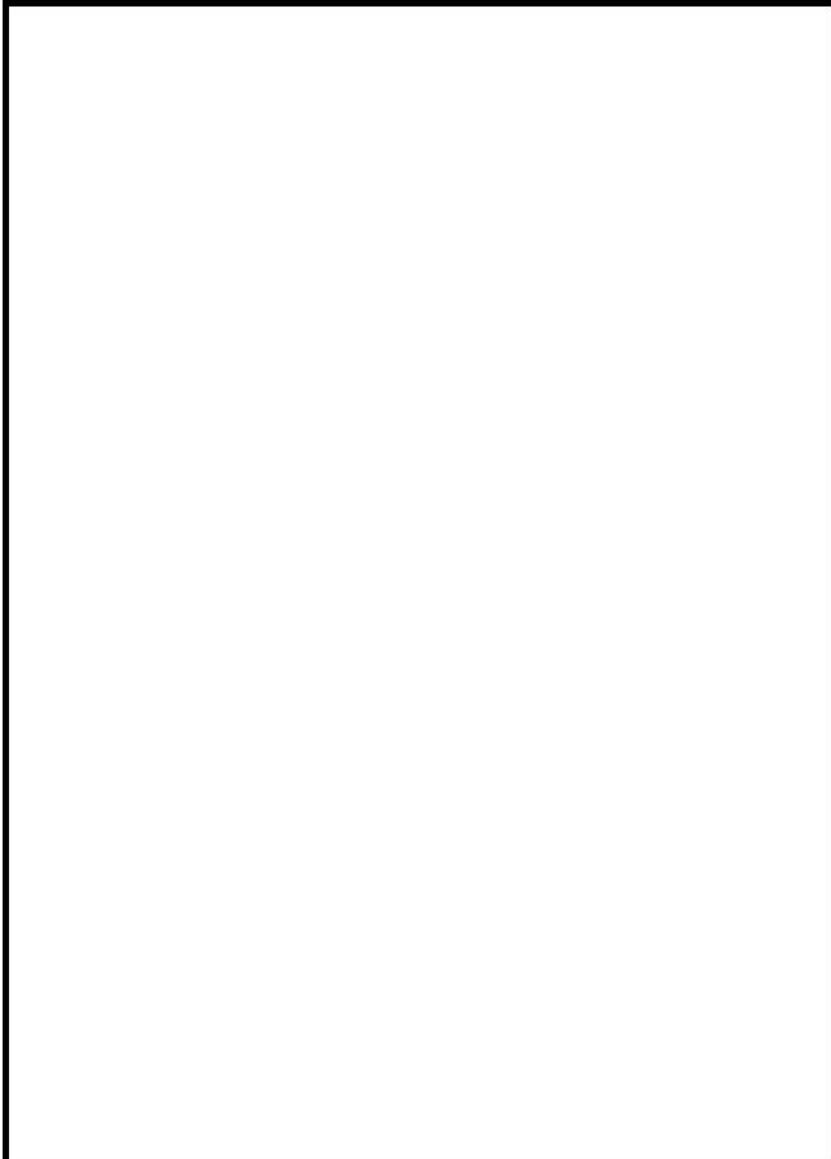
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

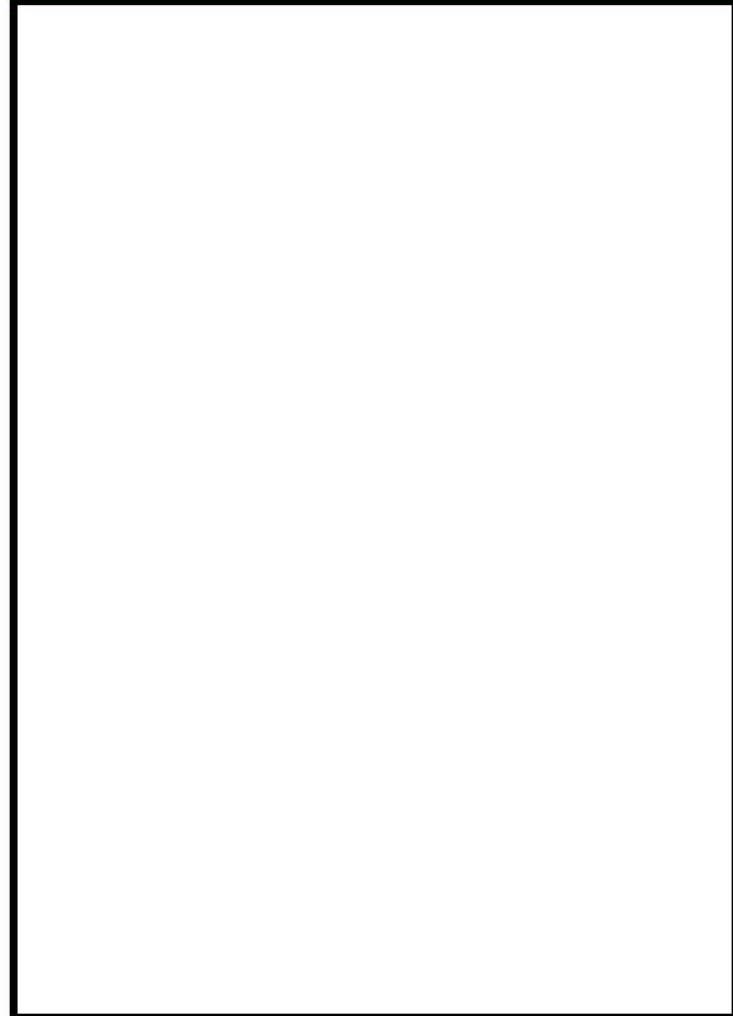
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 拡開みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 • 試験検査に係る資料の充実化 • 試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

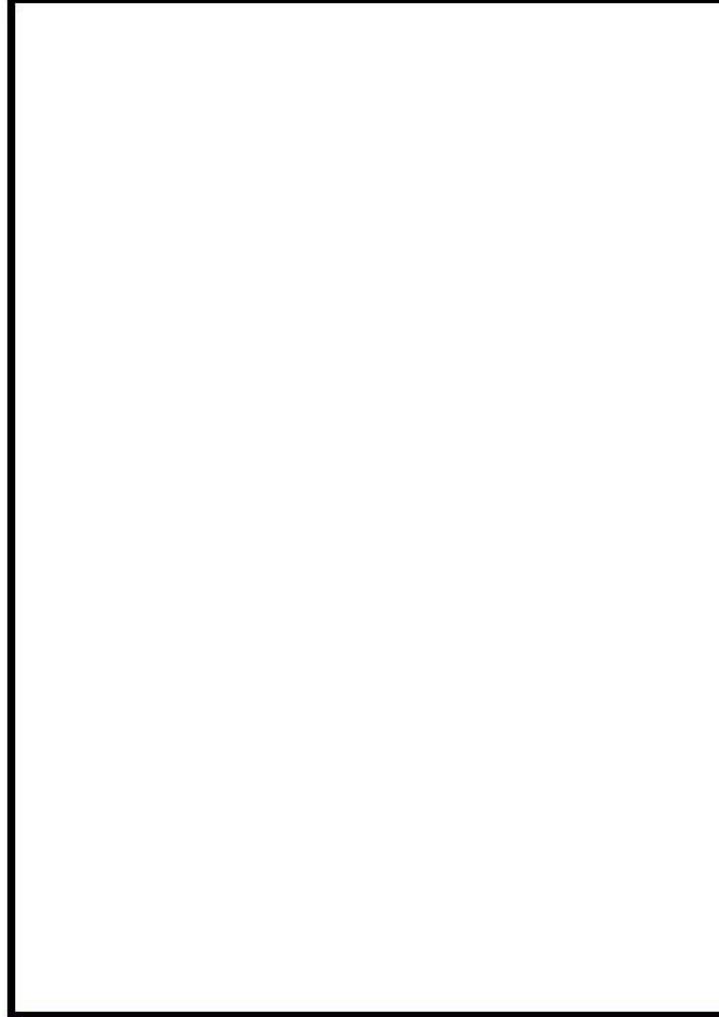
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

機器又は系統名	実施状況(路線名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○内に適用する 検査技術)	相違理由
番庄生入系主要弁配筋組	1. 分解点検 2.簡易点検 (特性点検)	高	182M			
A番庄タンク	1.開放点検	高	130M			
日番庄タンク	1.開放点検	高	130M			
C番庄タンク	1.開放点検	高	130M			
D番庄タンク	1.開放点検	高	130M			
28番庄台用ドア	1.外観点検	高	1F			
人、B格内容器警報管サンプル	1.外観点検 2.分解点検 3.分解点検 4.簡易点検 (グラード・バーチン取替)	高・低	B 65M~260M 78M~155M	1次系弁後検 1次系安全弁弁差 1次系弁後検 1次系逆止弁検査	1次系弁後検 1次系安全弁弁差 1次系弁後検 1次系逆止弁検査	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
原子炉冷却系冷却塔(非常用炉心冷却)式 その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 4.分解点検 (特性点検)	高・低	B 65M~152M 13M~122M	1次系弁後検 1次系弁後検 1次系弁後検 1次系弁後検	1次系弁後検 1次系弁後検 1次系弁後検 1次系弁後検	設置場所の相違 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
原子炉冷却系冷却塔(非常用炉心冷却) [新機種]式 その他の機器	1.分解点検 2.分解点検	高	13M~11M 3M~130M			定期事業者検査を実施している場合に土定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

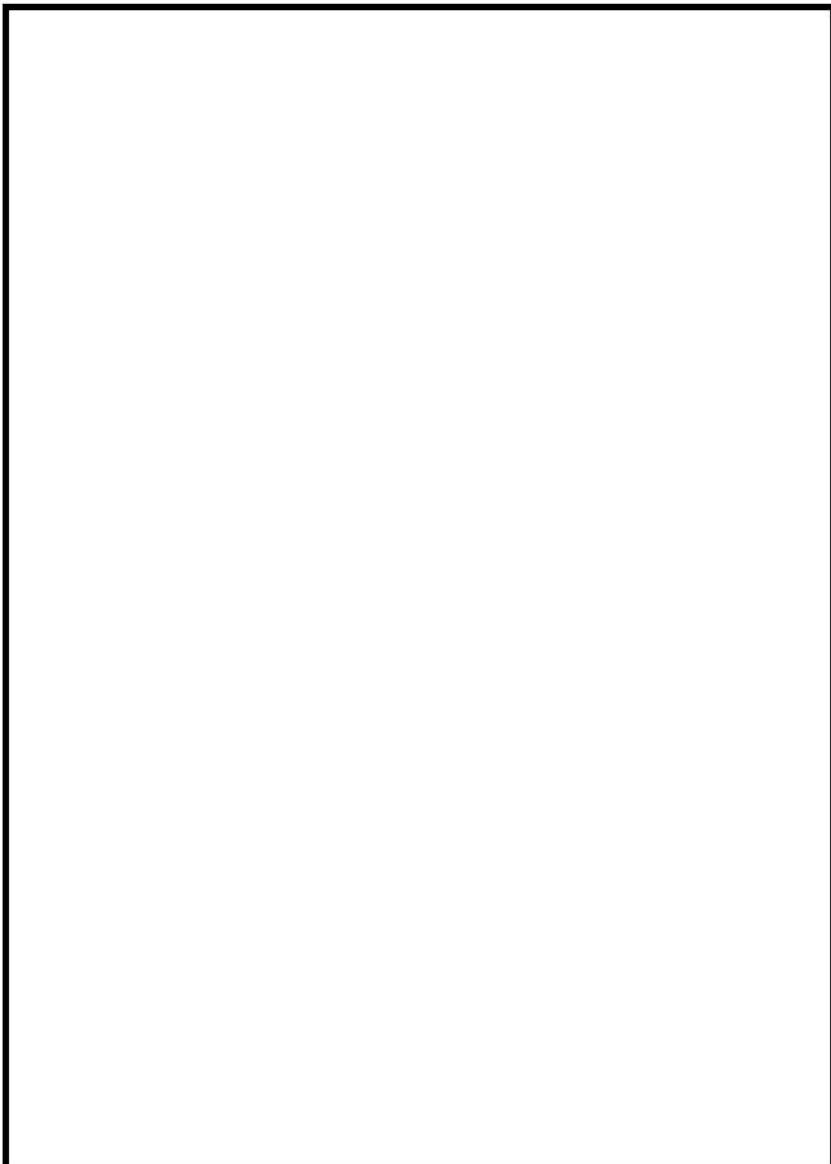
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>□ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

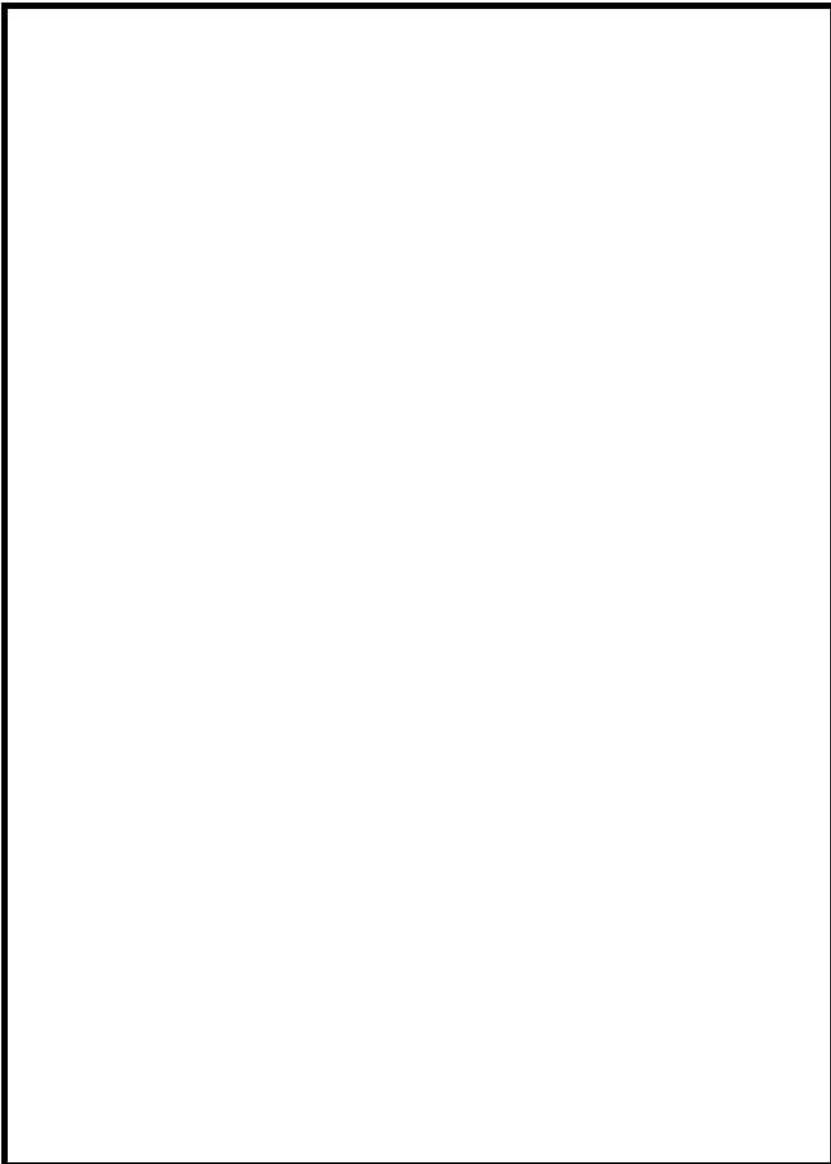
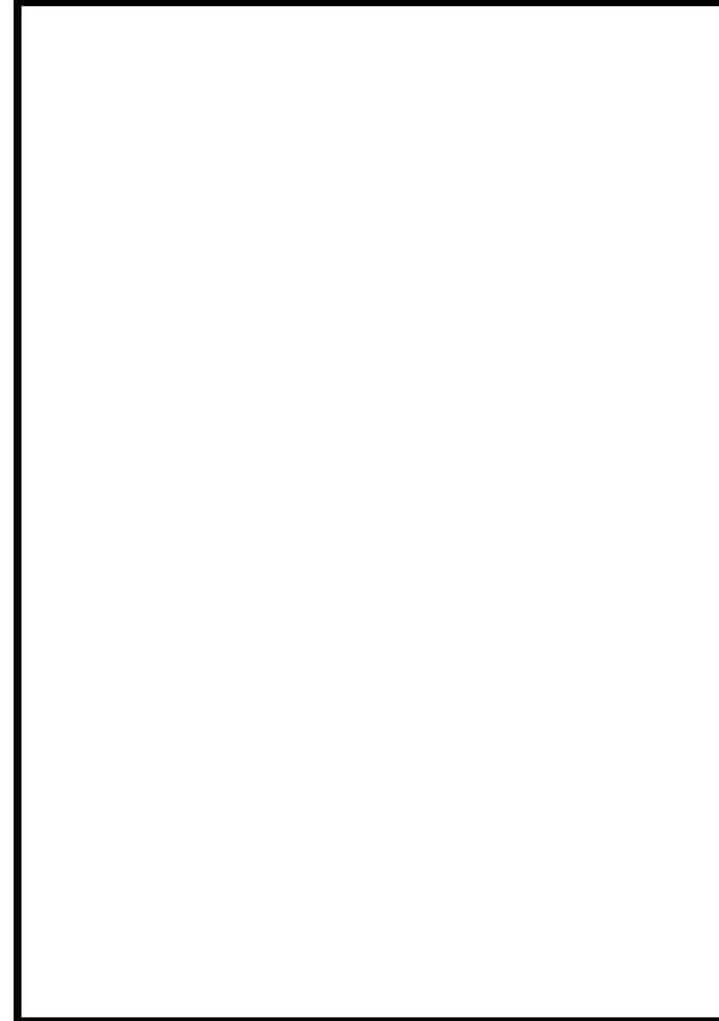
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

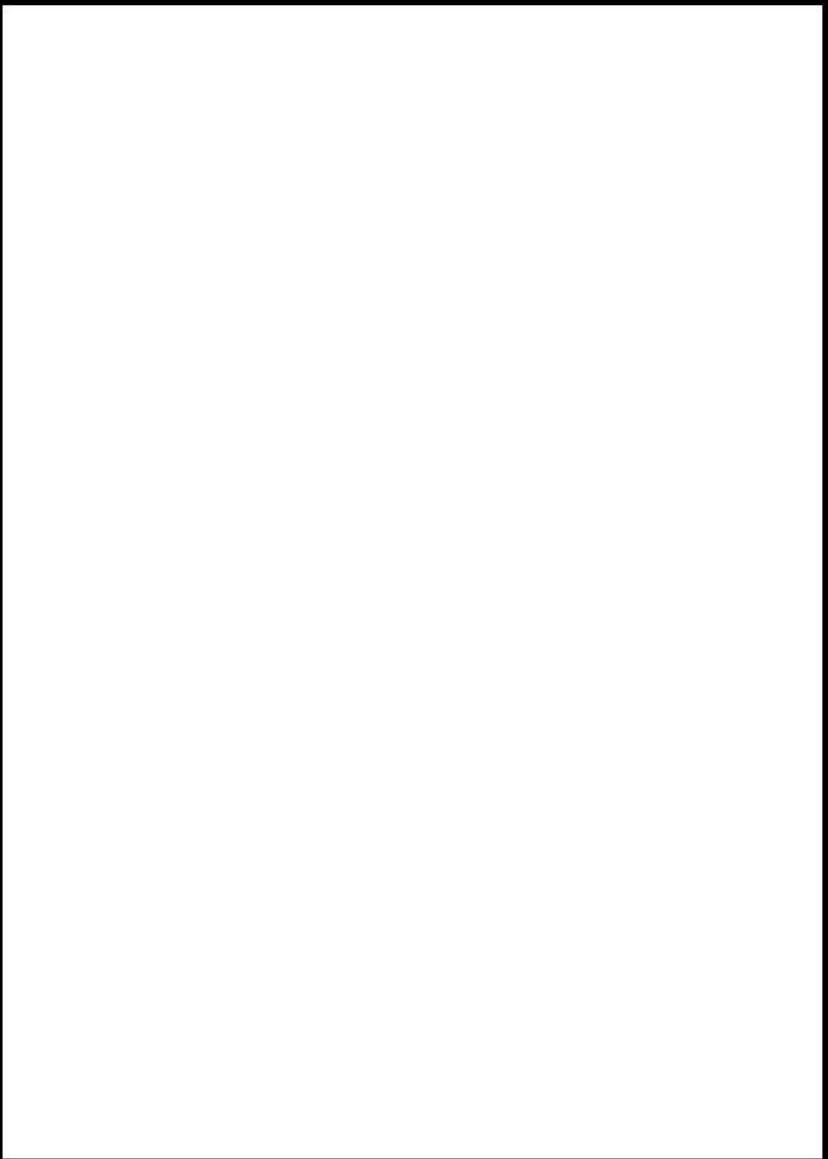
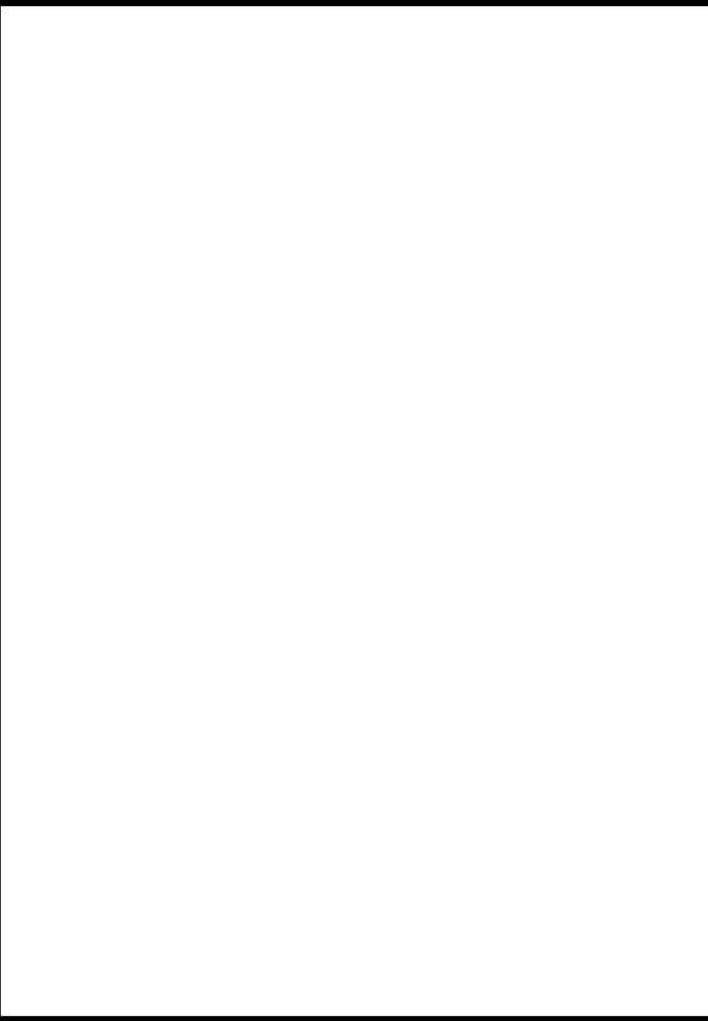
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器安全系機能検査 要領書番号：O3-16-158</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系機能検査 要領書番号：HT3-48</p>	<p>試原-105</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

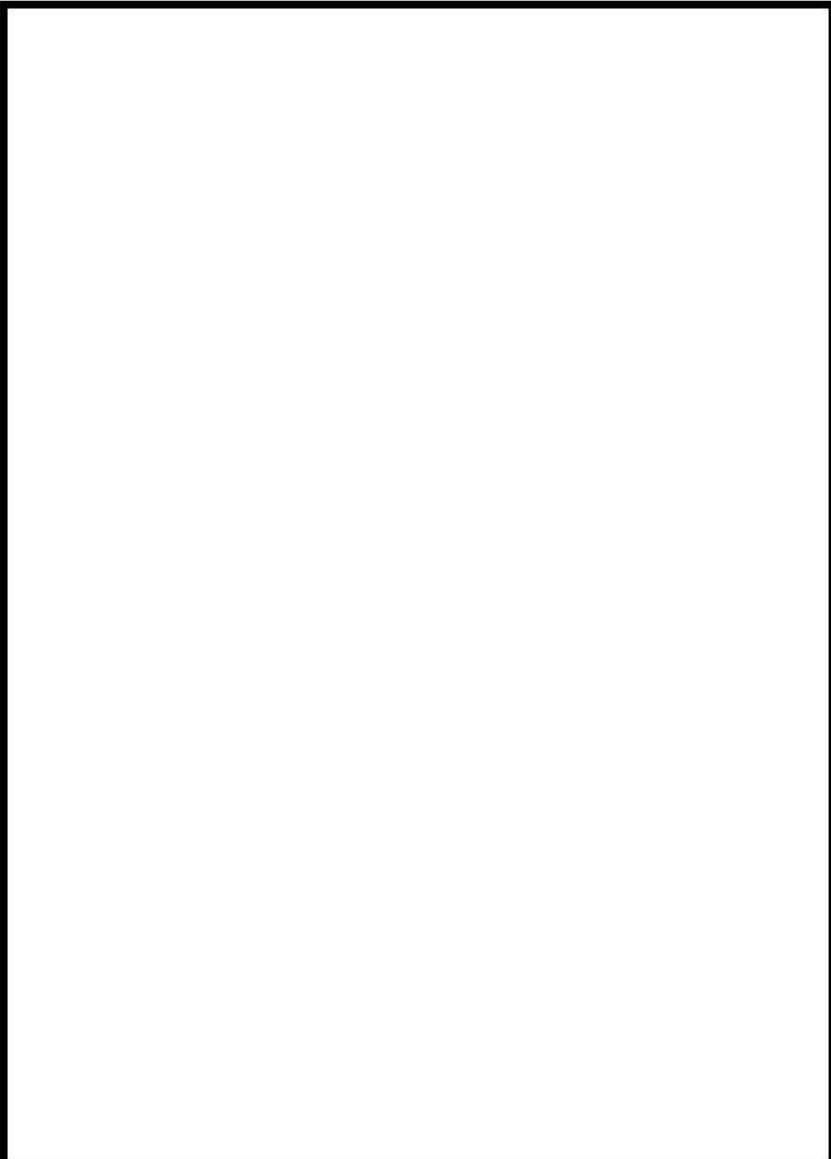
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改_0</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>	<p>北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査（状態監視含む） 要領書番号：HT3-運-1</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要是、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違ない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

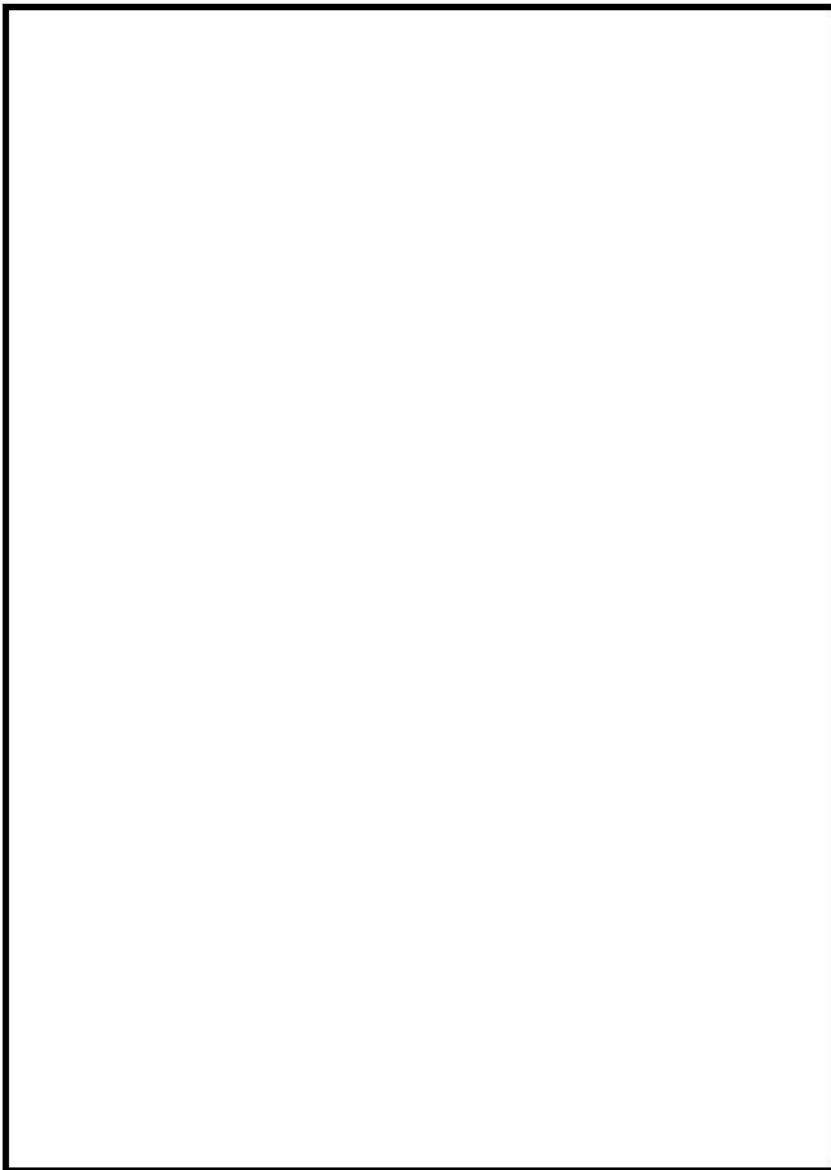
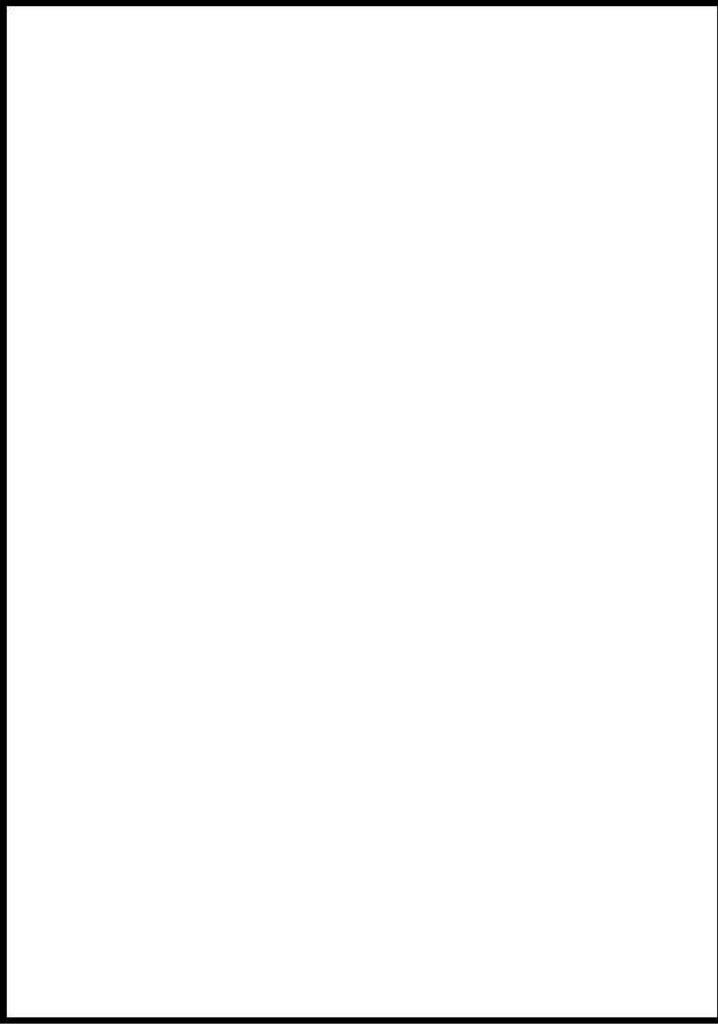
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第12回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-12-49</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

機器又は系統名	実施状況(路線名)	点検及び試験の項目	保全方式 又は頻度	検査名	備考 (〇)は適用する △は適用しない)	相違理由
原子炉格納容器スプレイ冷却装置	1.開放点検 2.非燃焼点検 3.漏えい検査	1.開放点検 2.非燃焼点検 3.漏えい検査	高 130mA 高 130mA 高 130mA	次系空気流量保査 次系空気流量保査 次系空気流量保査 次系空気流量保査	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
日燃新燃器スプレイ冷却装置	1.開放点検 2.非燃焼点検 3.漏えい検査	1.開放点検 2.非燃焼点検 3.漏えい検査	高 130mA 高 130mA 高 130mA	原子炉格納容器安全系主要弁 原子炉格納容器安全系主要弁 原子炉格納容器安全系主要弁	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
原子炉格納容器スプレイ冷却装置(主翼弁部)	1式	1.分解点検 2.容易点検 (特性点検)	高 130mA 高 130mA	原子炉格納容器安全系主要弁 原子炉格納容器安全系主要弁	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
ようこそ系蒸発器品タング	2台	1.開放点検 1.機器性能試験	高 130mA 高 B	1次系空気流量保査 1次系弁検査	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
原子炉格納容器(圧力維持装置その他) その他の弁動部	1式	1.分解点検 2.分解点検 3.容易点検 (特性点検)	高 10AM~ 130mA 高 10AM~ 130mA 高 130mA	1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
原子炉格納容器(圧力維持装置その他) その他の弁動部	1式	1.機器性能試験 (特性点検)	高 78M~132M	1次系弁後査	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
原子炉格納容器(圧力維持装置その他) その他の弁動部	1式	1.機器性能試験 (特性点検)	高 10F	1次系弁後査	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
原子炉格納容器内主水栓装置	1式	1.分解点検	高 130mA	1次系逆止弁検査	△△△	保全計画の相違 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
別紙1-64	別紙1-64	別紙1-64	別紙1-64	別紙1-64	別紙1-64	別紙1-64

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

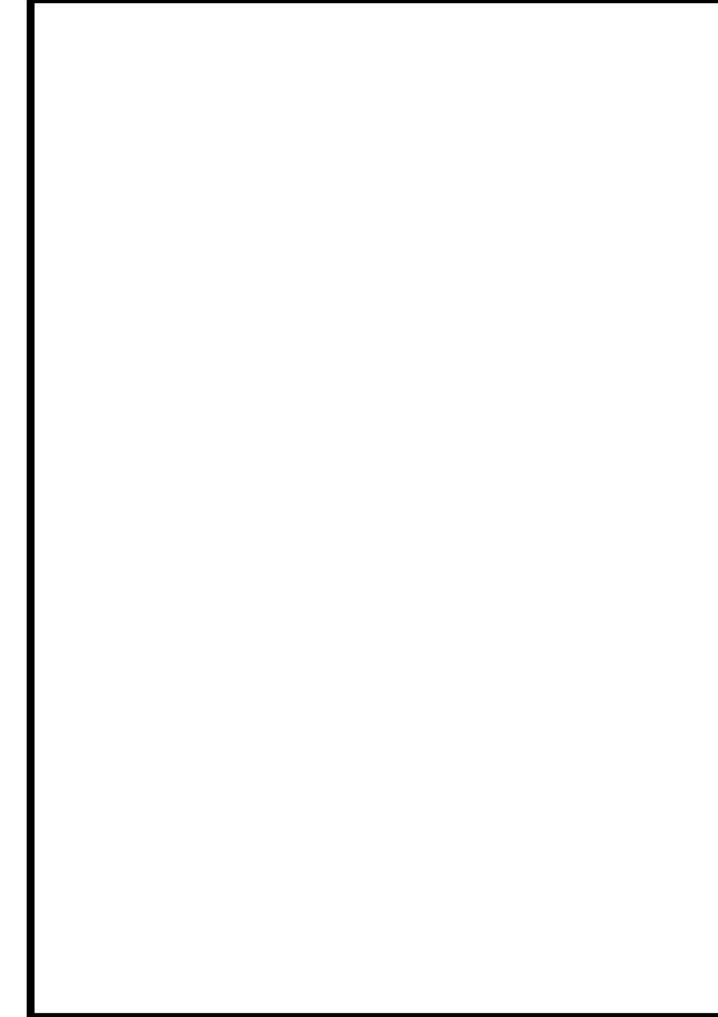
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第10回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-10-91</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠開きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠開きの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</small>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

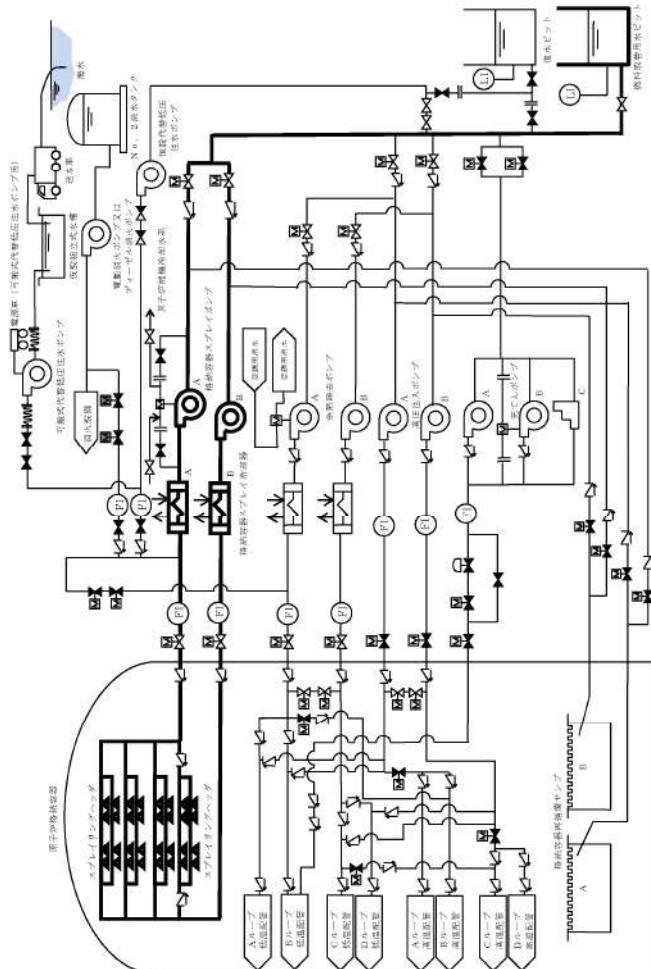
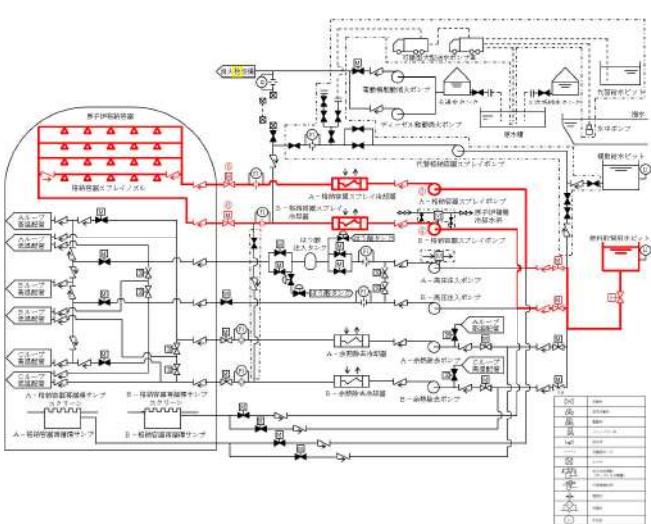
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-5 系統図	51-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
 <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概略系統図（1）</p>	 <p>図 51-4-1 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2）</td> <td>中立→作動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>うち1台使用</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2）</td> <td>中立→作動</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-格納容器スプレイポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>連動</td> <td>交流電源</td> </tr> </tbody> </table>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作	うち1台使用	②	原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作		③	A-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源	④	B-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源	⑤	A-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	⑥	B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																							
①	原子炉格納容器スプレイ作動（1-1）及び（1-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作	うち1台使用																																							
②	原子炉格納容器スプレイ作動（2-1）及び（2-2）	中立→作動	中央制御室	スイッチ操作																																								
③	A-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源																																							
④	B-格納容器スプレイポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	交流電源																																							
⑤	A-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																							
⑥	B-格納容器スプレイ冷却器出口C/V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	連動	交流電源																																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概略系統図 (2)</p>	<p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 概略系統図 (2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 24.8m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>原子炉建屋 T.P. 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁</td> <td>全開→調節開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>手動操作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>B一格納容器スプレイ冷却器出口C／V外側隔離弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作 交流電源</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>停止→起動</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>スイッチ操作 交流電源</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-	②	代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-	③	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	全閉→全開	原子炉建屋 T.P. 10.3m	手動操作	-	④	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	全開→調節開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	-	⑤	B一格納容器スプレイ冷却器出口C／V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 交流電源	-	⑥	代替格納容器スプレイポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10.3m	スイッチ操作 交流電源	-	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																							
①	代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-																																							
②	代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 24.8m	手動操作	-																																							
③	代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁	全閉→全開	原子炉建屋 T.P. 10.3m	手動操作	-																																							
④	代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁	全開→調節開	周辺補機棟 T.P. 10.3m	手動操作	-																																							
⑤	B一格納容器スプレイ冷却器出口C／V外側隔離弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作 交流電源	-																																							
⑥	代替格納容器スプレイポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10.3m	スイッチ操作 交流電源	-																																							

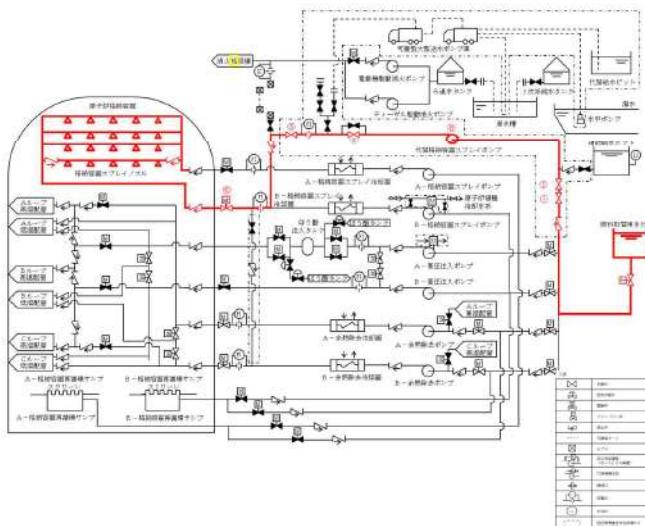


図 51-4-2 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-6 容量設定根拠 3号炉	51-5 容量設定根拠	

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>2. 水源に関する評価(蒸気発生器注水)</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+ROPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+ROPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源 補助給水ピット：570m³(有効水量)</p> <p>○水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】注水温度 40°C</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの頭熱除去</td> <td>: -11.6m³</td> </tr> <tr> <td>(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度(170°C)までの頭熱除去</td> <td>: 156.5m³</td> </tr> <tr> <td>(1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の頭熱)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: 104.4m³</td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: 249.3m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: 320.7m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170°Cまで減温するためには必要な給水量等(249.3m³)を引いた量(320.7m³)の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの頭熱除去	: -11.6m ³	(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)		② 高温停止状態から冷却維持温度(170°C)までの頭熱除去	: 156.5m ³	(1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の頭熱)		③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³	上記①～③の合計	: 249.3m ³	④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³	
① 出力運転状態から高温停止状態までの頭熱除去	: -11.6m ³															
(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)																
② 高温停止状態から冷却維持温度(170°C)までの頭熱除去	: 156.5m ³															
(1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の頭熱)																
③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³															
上記①～③の合計	: 249.3m ³															
④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○水源評価結果 事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。 7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>㎥/個</td> <td>■以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消防要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレーすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: right;">■ 鮫津みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	㎥/個	■以上(2,000)	最高 使用 圧 力	MPa	大気圧	最高 使用 温 度	℃	95	
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	㎥/個	■以上(2,000)												
最高 使用 圧 力	MPa	大気圧												
最高 使用 温 度	℃	95												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプル水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプルを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学水槽制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(6/8)</p> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同様で設計し、□ m³以上とする。</p> <p>□ 株囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED] (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED] (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、[REDACTED] m³/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [REDACTED] m³/個を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	

[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">容 量 (注1) <input checked="" type="checkbox"/> /h/個 110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))</p> <p style="text-align: right;">揚 程 (注1) m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (注2) (150 (注3))</p> <p style="text-align: right;">最高使用圧力 (注1) MPa <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">最高使用温度 (注1) °C 95</p> <p style="text-align: right;">原動機出力 kW/個 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値</p> <p>(注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値</p> <p>(注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ワインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と</p> <p style="text-align: center;"><input type="button" value="機密の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。"/></p>	<p style="text-align: right;">容 量 <input checked="" type="checkbox"/> /h/個 <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (150)</p> <p style="text-align: right;">揚 程 m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (300)</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 圧 力 MPa 4, 1</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 温 度 °C 95</p> <p style="text-align: right;">原動機出力 kW/個 200以上</p> <p style="text-align: right;">容 量 <input checked="" type="checkbox"/> /h/個 <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (150)</p> <p style="text-align: right;">揚 程 m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (300)</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 圧 力 MPa 4, 1</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 温 度 °C 95</p> <p style="text-align: right;">原動機出力 kW/個 200以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものと兼用</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため及び、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項</p> <p style="text-align: right;"><input type="button" value="機密の範囲は機密情報に属しますので公開できません。"/></p>	<p style="text-align: right;">容 量 <input checked="" type="checkbox"/> /h/個 <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (150)</p> <p style="text-align: right;">揚 程 m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (300)</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 圧 力 MPa 4, 1</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 温 度 °C 95</p> <p style="text-align: right;">原動機出力 kW/個 200以上</p> <p style="text-align: right;">容 量 <input checked="" type="checkbox"/> /h/個 <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (150)</p> <p style="text-align: right;">揚 程 m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上 (300)</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 圧 力 MPa 4, 1</p> <p style="text-align: right;">最高 使用 温 度 °C 95</p> <p style="text-align: right;">原動機出力 kW/個 200以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものと兼用</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に原子炉を冷却するための設備のうち、炉心を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため及び、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するための設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項</p> <p style="text-align: right;"><input type="button" value="機密の範囲は機密情報に属しますので公開できません。"/></p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原了炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容一5(2/7)</p> <p>の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止することで、原子炉格納容器の破損を防止する設備として設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第62条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内の冷却等のための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第64条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量 (110m³/h/個以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シーケンスのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">容一5(3/7)</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第65条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに小扉及び連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第66条系統図」による。</p> <p>重大事故時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備に係るものとして使用する代替格納容器スプレイポンプは、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイポンプの資源は全交流動力資源が喪失した場合においても代替資源設備である空冷式非常用発電装置より、代替所内電気設備変圧器を経由して給電できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

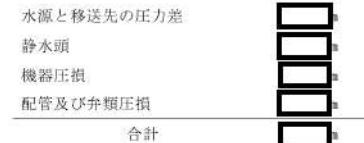
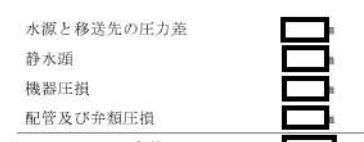
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$110\text{m}^3/\text{h}$のため$110\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 ($130\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、$130\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、ニアロジル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量$130\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量$130\text{m}^3/\text{h}$を上回る$150\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 ($\square\text{m}$以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-5(4/7)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注入する場合の容量 $\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要な事故シーケンスのうち、外部電源喪失時に非常用所内交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びR C P シール L O C A が発生する事故において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$\square\text{m}^3/\text{h}$のため$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 $\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要な事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の圧力を、原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持するために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの容量は、格納容器過圧破損事象において$\square\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の最高圧力が約0.360MPaとなり、また、格納容器過温破損事象においては同流量で評価した結果、原子炉格納容器内の最高温度が約141°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である$\square\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$以上とする。</p> <p>公称値については、$50\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

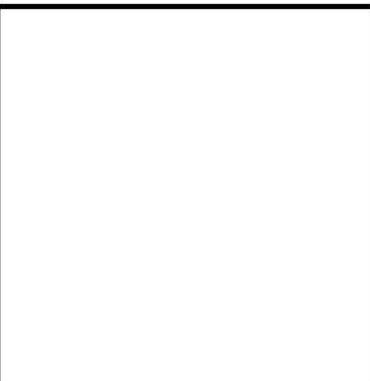
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水泵ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水泵ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水泵ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程□mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水泵ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ縮切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、□ MPaとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p>容-5(5/7)</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注入する場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 72m 静水頭 約 -2m 機器圧損 約 □m 配管及び弁類圧損 約 □m 合計 約 □m</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 □m以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピットから、ほう酸水又は海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>4. 最高使用温度 (95°C) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kWを上回る□ kW/個とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容-5(6/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 29m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">静水頭</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 28m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">機器圧損</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 □ m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">配管及び弁類圧損</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 □ m</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">合計</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">約 □ m</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する代替格納容器スプレイポンプの揚程は□ m以上とする。</p> <p>公称値については、定格流量である150m³/h時の揚程である300mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 代替格納容器スプレイポンプの最高使用圧力は、締切点の揚程から、これを上回る標準的な圧力級を選定する。 代替格納容器スプレイポンプ締切点の揚程が約380m (=約3.7MPa) となることから、これを上回る圧力級として、4.1MPaを選定する。 以上より、代替格納容器スプレイポンプの最高使用圧力は4.1MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 代替格納容器スプレイポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 代替格納容器スプレイポンプの原動機出力は、定格運転時の軸動力を基に設定する。 代替格納容器スプレイポンプの定格流量が150m³/h、揚程が300m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 29m	静水頭	約 28m	機器圧損	約 □ m	配管及び弁類圧損	約 □ m	合計	約 □ m	
水源と移送先の圧力差	約 29m											
静水頭	約 28m											
機器圧損	約 □ m											
配管及び弁類圧損	約 □ m											
合計	約 □ m											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-5(7/7)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> $L = 10^{-3} \times \rho \times g \times \frac{\left(\frac{Q}{3,600} \right) \times H}{\eta}$ $= 10^{-3} \times 1,030 \times 9.80665 \times \frac{\left(\frac{150}{3,600} \right) \times 300}{\boxed{}} = \boxed{} W$ <p>L : 必要軸動力 (kW) ρ : 流体の密度 (kg/m^3) = 1,030 g : 重力加速度 (m/s^2) = 9.80665 Q : ポンプ流量 (m^3/h) = 150 H : ポンプ揚程 (m) = 300 η : ポンプ効率 = $\boxed{}$</p> <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、代替格納容器スプレイポンプの原動機出力は、必要軸動力 $\boxed{}$ Wを上回る200kW/個とする。</p> </div>	

$\boxed{}$ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-5 系統図	51-6 単線結線図	

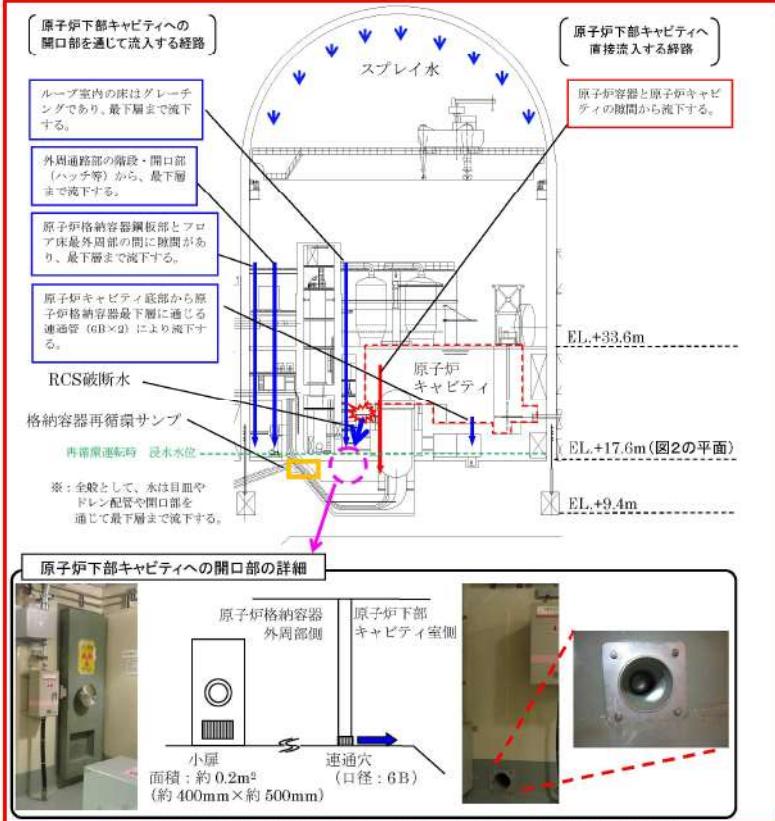
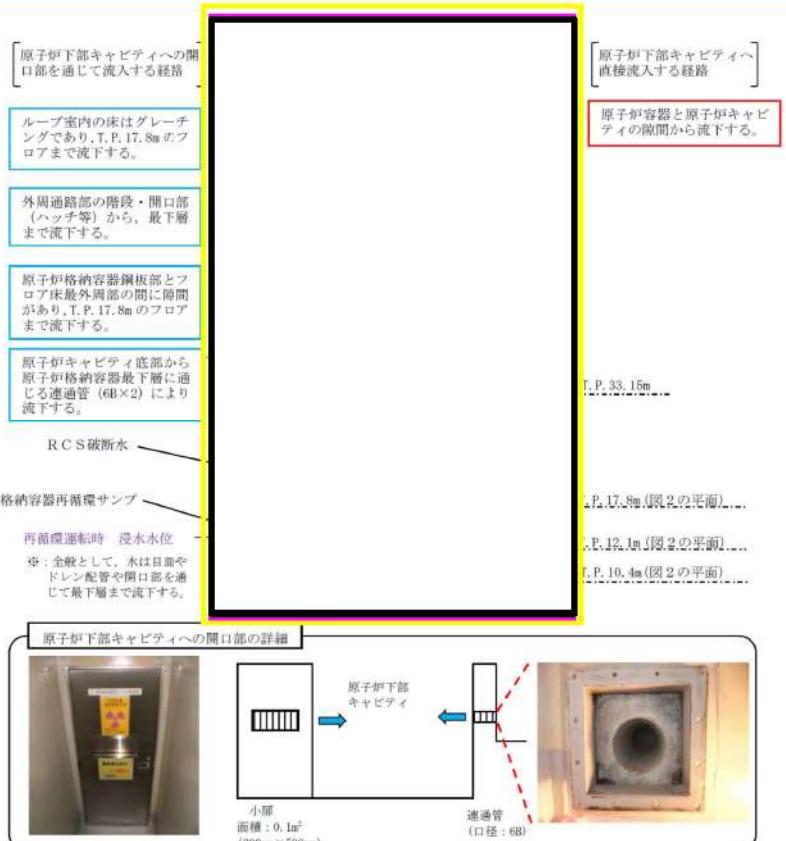
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
51-8 原子炉下部キャビティへの流入について	51-7 原子炉下部キャビティへの流入について	

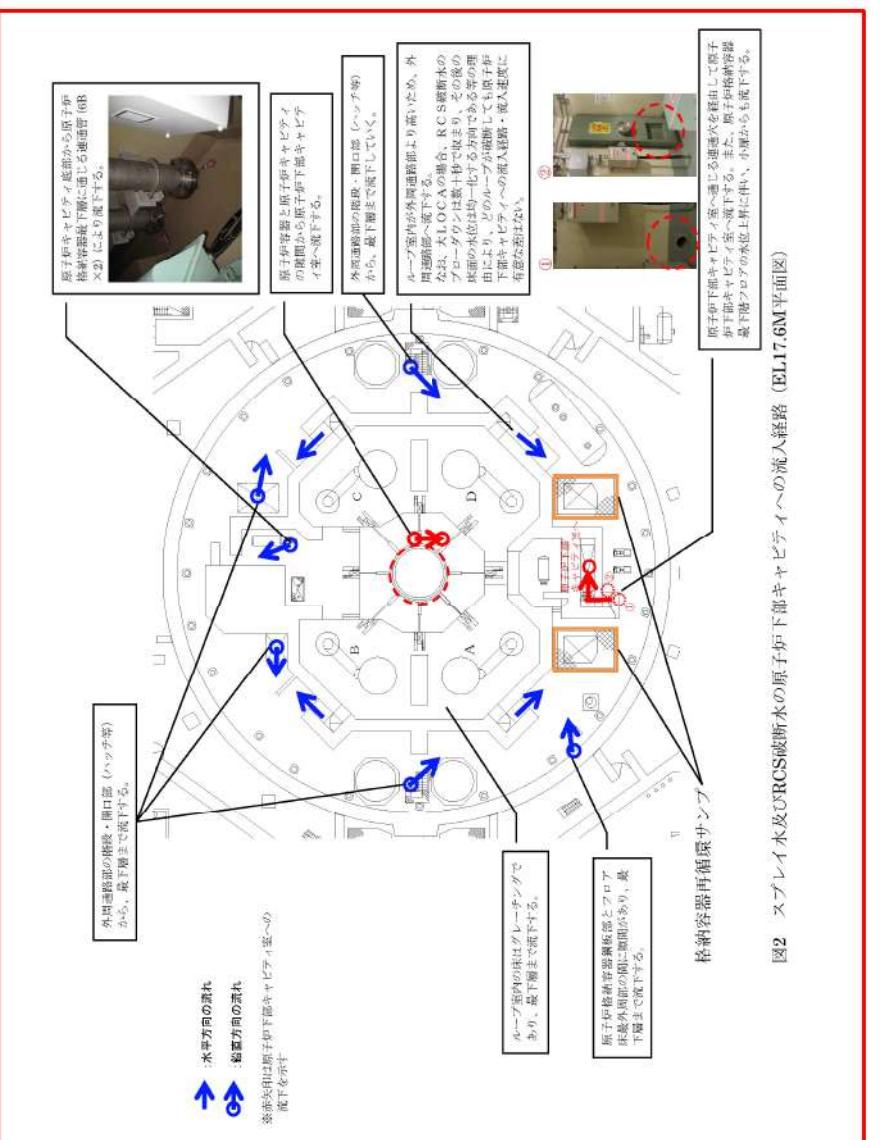
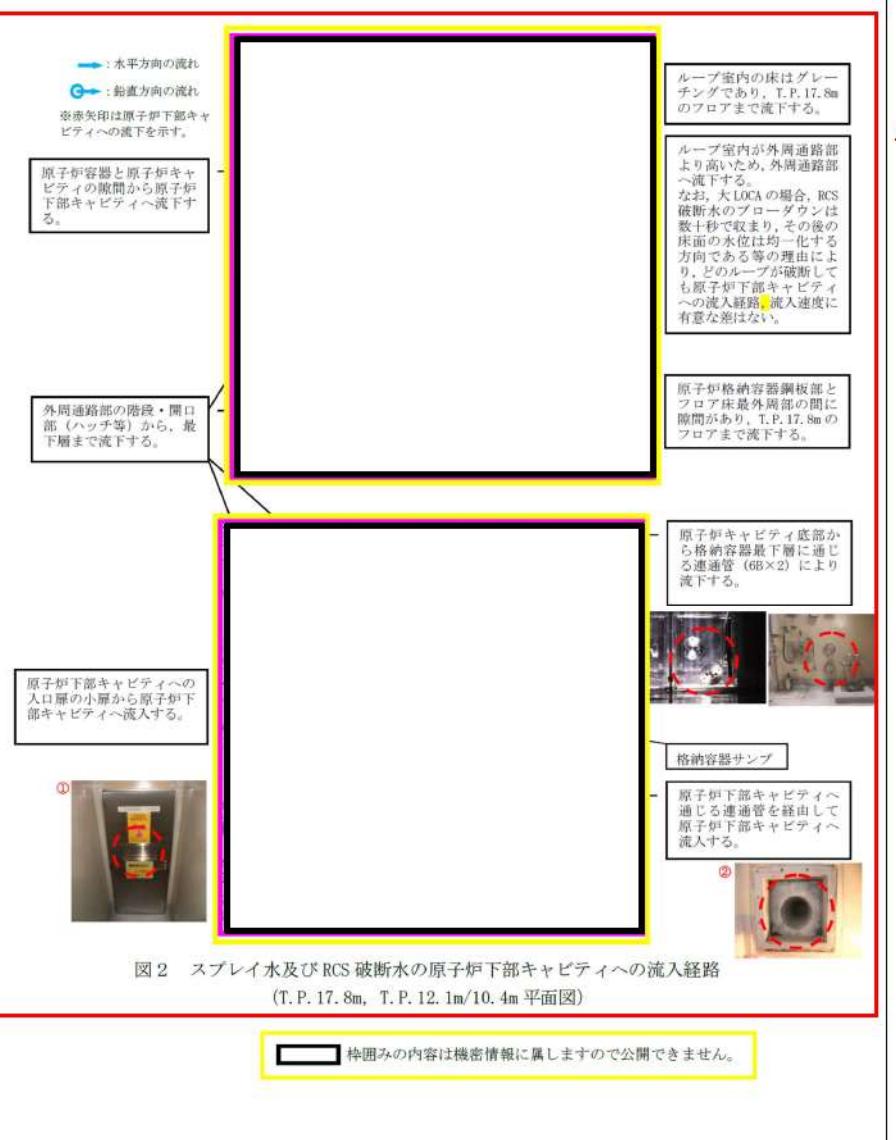
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><u>原子炉下部キャビティへの流入経路について</u></p> <p>LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。</p>  <p>図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部を通じて流入する経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ループ室内の床はグレーチングであり、最下層まで流下する。 外周通路部の階段・開口部（ハッチ等）から、最下層まで流下する。 原子炉格納容器鋼板部とフロア床最外周部の間に隙間があり、最下層まで流下する。 原子炉キャビティ底部から原子炉格納容器最下層に通じる連通管（6B×2）により流下する。 <p>RCS破断水</p> <p>格納容器再循環サンプ</p> <p>再循環運転時 浸水水位</p> <p>※：全般として、水は目皿やドレン配管や開口部を通して最下層まで流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p> <p>原子炉格納容器外周部側</p> <p>原子炉下部キャビティ室側</p> <p>小扉 面積：約0.2m²（約400mm×約500mm）</p> <p>連通穴（口径：6B）</p> <p>EL.+33.6m</p> <p>EL.+17.6m（図2の平面）</p> <p>EL.+9.4m</p> <p>原子炉下部キャビティへの直接流入する経路</p> <p>原子炉容器と原子炉キャビティの隙間から流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部を通じて直接流入する経路</p> <p>ループ室内の床はグレーチングであり、T.P.17.8mのフロアまで流下する。</p> <p>外周通路部の階段・開口部（ハッチ等）から、最下層まで流下する。</p> <p>原子炉格納容器鋼板部とフロア床最外周部の間に隙間があり、T.P.17.8mのフロアまで流下する。</p> <p>原子炉キャビティ底部から原子炉格納容器最下層に通じる連通管（6B×2）により流下する。</p> <p>RCS破断水</p> <p>格納容器再循環サンプ</p> <p>再循環運転時 浸水水位</p> <p>※：全般として、水は目皿やドレン配管や開口部を通して最下層まで流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p> <p>原子炉下部キャビティ</p> <p>小扉 面積：0.1m²（200mm×500mm）</p> <p>連通管（口径：6B）</p> <p>T.P.33.15m</p> <p>P.17.8m（図2の平面）</p> <p>P.12.1m（図2の平面）</p> <p>P.10.4m（図2の平面）</p> <p>図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）</p> <p>仲井みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p><u>原子炉下部キャビティへの流入経路について</u></p> <p>LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。</p>  <p>原子炉下部キャビティへの直接流入する経路</p> <p>原子炉容器と原子炉キャビティの隙間から流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部を通じて直接流入する経路</p> <p>ループ室内の床はグレーチングであり、T.P.17.8mのフロアまで流下する。</p> <p>外周通路部の階段・開口部（ハッチ等）から、最下層まで流下する。</p> <p>原子炉格納容器鋼板部とフロア床最外周部の間に隙間があり、T.P.17.8mのフロアまで流下する。</p> <p>原子炉キャビティ底部から原子炉格納容器最下層に通じる連通管（6B×2）により流下する。</p> <p>RCS破断水</p> <p>格納容器再循環サンプ</p> <p>再循環運転時 浸水水位</p> <p>※：全般として、水は目皿やドレン配管や開口部を通して最下層まで流下する。</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p> <p>原子炉下部キャビティ</p> <p>小扉 面積：0.1m²（200mm×500mm）</p> <p>連通管（口径：6B）</p> <p>T.P.33.15m</p> <p>P.17.8m（図2の平面）</p> <p>P.12.1m（図2の平面）</p> <p>P.10.4m（図2の平面）</p> <p>図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）</p> <p>仲井みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

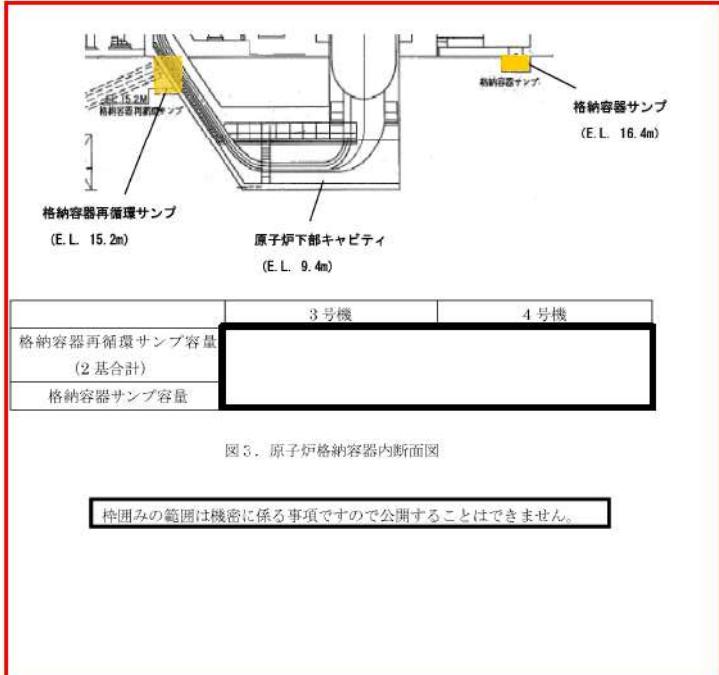
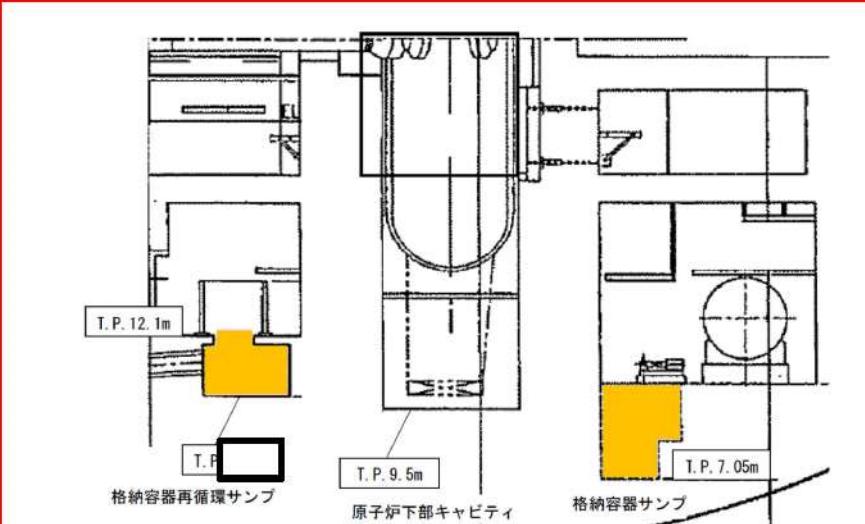
赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路 (T.P. 17.6m 平面図)</p>	 <p>図2 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路 (T.P. 17.8m, T.P. 12.1m/10.4m 平面図)</p>	<p>設計方針の相違</p>

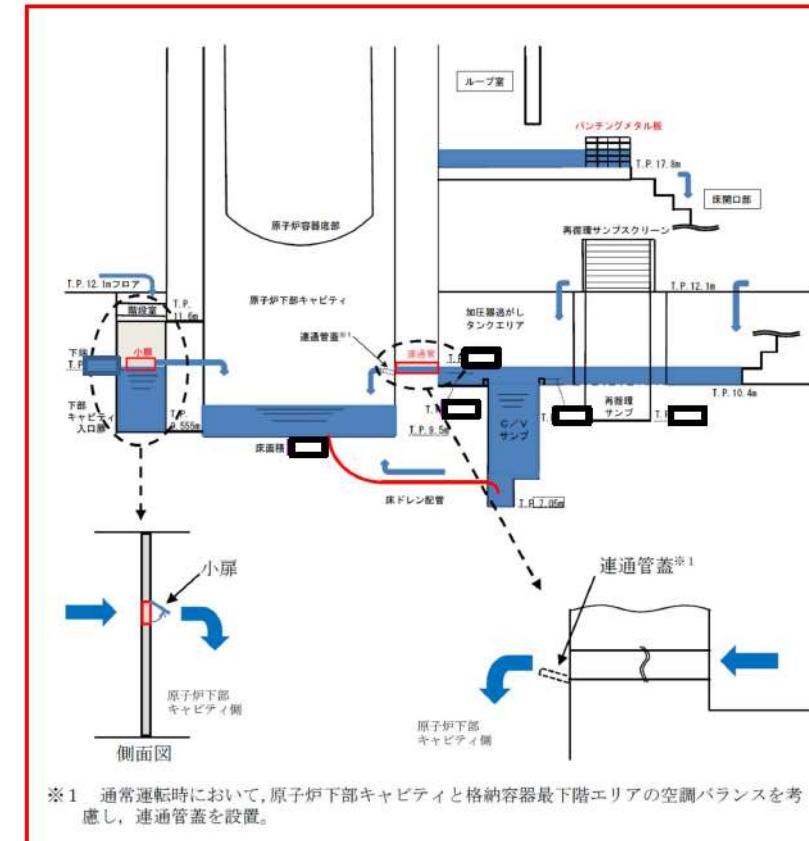
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
 <p>図3. 原子炉格納容器内断面図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <table border="1"> <tr> <td>3号機</td> <td>4号機</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ容量</td> <td></td> </tr> </table>	3号機	4号機	格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)		格納容器サンプ容量		 <p>図3 原子炉格納容器内断面図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <table border="1"> <tr> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ容量</td> </tr> </table>	3号炉	格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)	格納容器サンプ容量	設計方針の相違
3号機	4号機										
格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)											
格納容器サンプ容量											
3号炉											
格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)											
格納容器サンプ容量											

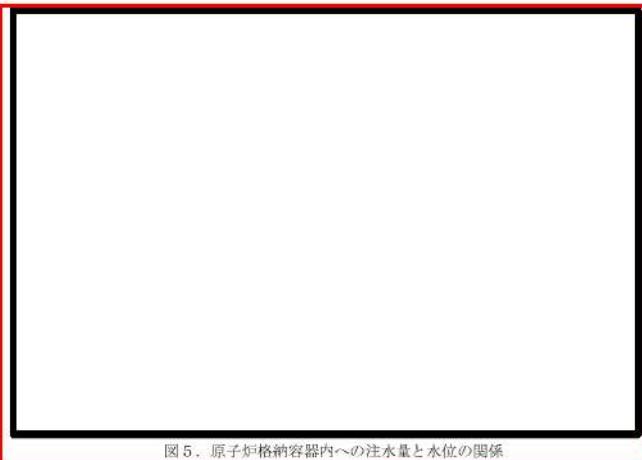
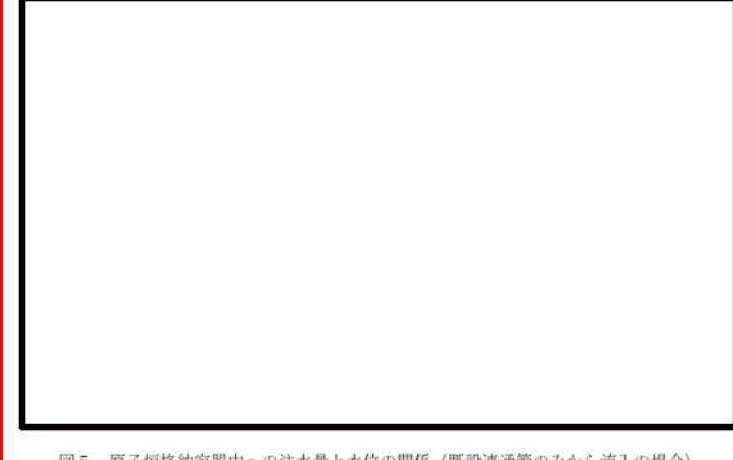
第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。また、原子炉格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い、小扉からも流入する。</p> <p>原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5に示す。</p>  <p>図4. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる以下の開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5及び図6に示す。</p>  <p>※1 通常運転時において、原子炉下部キャビティと格納容器最下階エリアの空調バランスを考慮し、連通管蓋を設置。</p> <p>図4 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載方針の相違 ・泊3号炉は小扉が、最下層フロア床レベルと同等の高さにある連通管とはほぼ同時に流入する。</p> <p>設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図5. 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係	 図5 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）	<u>設計方針の相違</u>
<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.4時間後）に合計60トン^{※1}の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。</p> <p>この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に大飯3,4号機に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□tとした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約□t（水位として約1.3m）であり、十分な水量が確保されている。</p> <p>※2: MAAP解析では、初期炉心熱出力を□大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3: 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通穴を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉容器外周隙間からの流入 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.6時間後※2）に合計□トン^{※2}の溶融炉心、溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に泊3号炉に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□tとした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約1.4時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約□t（水位として約1.5m）であり、十分な水量が確保されている。</p> <p>※2 MAAP解析では、初期炉心熱出力を2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※3 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、上図においては以下については考慮しないこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器サンプルからのドレン配管逆流による流入 原子炉容器外周隙間からの流入 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<u>設計方針の相違</u> ・泊3号炉は下部キャビティ床にドレン配管があるため、ドレン配管から逆流する経路がある。

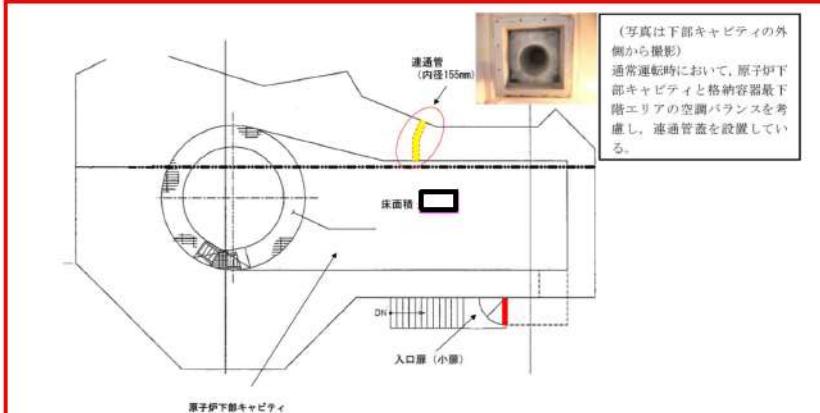
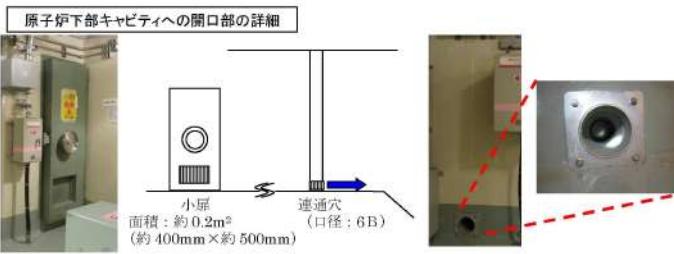
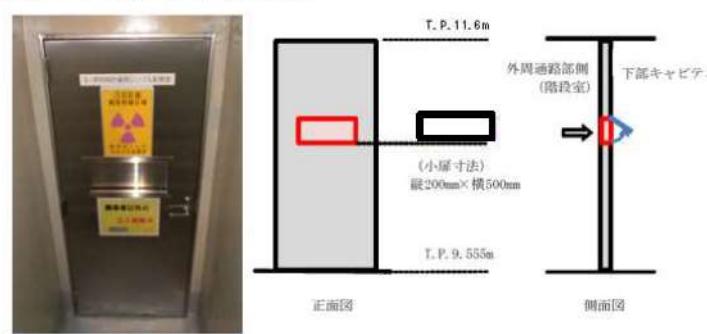
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図6 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（追設小扉のみから流入の場合）</p> <p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図5と同じ。 (b) 追設する小扉の流入性確認のため、上図においては保守的に以下について考慮しないこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ・既設の連通管からの流入 ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入 ・原子炉容器外周隙間からの流入 (c) 保守的に、大破断LOCA時の初期の流入水（RCS配管破断水（約█████））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティに流入すると仮定した。 (d) 実際にはRCS配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。 <p>█████枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<u>記載方針の相違</u> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では連通穴が2重化されていることから、小扉のみの流入による評価を行っていない。

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 連通穴</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入経路として、炉内計装用シンプル配管室への連通穴を施工する。連通穴は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、2箇所設置することで多重性を持った設計とする。(図6)</p>  <p>図6. 連通穴施工イメージ</p>	<p>(1) 連通管</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入経路として、原子炉下部キャビティへの連通管を設置している。連通管は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、連通管と異なる位置に小扉を設置することで流路の多重性及び多様性を持った設計とする。(図7)</p>  <p>図7. 連通管設置状況</p>	<p>記載方針の相違 ・泊3号炉は連通管を設置済みである。</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉は連通管と異なる方向のほぼ同じ高さに連通管よりも大きい開口部を持つ小扉を設置することで多重性及び多様性を持つ設計としている。</p>
<p>(2) 小扉</p> <p>1箇所の連通穴からの流入のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉格納容器最下階フロアの水位が上昇すれば、2箇所に設置する連通穴に加えて、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。(図7)</p> <p>原子炉下部キャビティへの開口部の詳細</p>  <p>図7. 炉内計装用シンプル配管室入口扉小扉</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>(2) 小扉</p> <p>連通管からの流入のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉下部キャビティへの水の流入経路の多重性を確保するため、原子炉下部キャビティの入口扉に開口部（小扉）を設置し、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。(図8)</p>  <p>図8 □原子炉下部キャビティ入口扉小扉</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>設計方針の相違 ・泊3号炉では、最下層フロアの水位上昇を待たずとも連通管とほぼ同じレベルにある小扉から格納容器スプレイ水が流入することで、多重性を確保した設計としている。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について (1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について 溶融炉心が原子炉下部キャビティ室に落下した際、溶融炉心等で連通穴（内側）が閉塞しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>○解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、以下の場合、約 [] トンの溶融炉心等が LOCA 後 4 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。</p> <p>○上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が下部キャビティ室に堆積することを想定する。 • 実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部ブレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部ブレナム内にある構造物であるが、これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物の溶融とする。 • 原子炉容器については、クリープ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。） • 原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。 • 原子炉下部キャビティ室にあるサポート等が全て溶融すること。</p>	<p>2. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について (1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について 溶融炉心が原子炉下部キャビティに落下した際、溶融炉心等で連通管及び小扉が内側から閉塞しないことを以下のとおり確認した。</p> <p>○解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、下表に示すとおり① 溶融炉心（全量）（約 [] トン）と② 炉内構造物等（約 [] トン）の合計、約 [] トンの溶融炉心等が、LOCA 後 3 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。</p> <p>○上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう② 炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が原子炉下部キャビティに堆積することを想定する。 • 実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部ブレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部ブレナム内にある構造物であり、これらは約 [] トンである。これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物（約 [] トン）の溶融とする。 • 原子炉容器については、クリープ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。） • 原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。 • 原子炉下部キャビティにあるサポート等が全て溶融することを想定する。これらの総重量は [] トンである。</p> <p>以上を全て合計した約 [] トンに対して、保守的になるように切りが良い数値として、② 炉内構造物等の重量を約 [] トンと設定した。</p> <p>[] 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載方針の相違 設計方針の相違 • 炉心及び炉内構造の相違による重量の補足</p> <p>記載方針の相違 • 重量を明確化した。</p> <p>記載方針の相違 • 想定する重量に対してより保守的に重慮を設定した。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉						泊発電所3号炉						相違理由
	構成物	材質	重量 (MAAP)	重量 (今回想定)	比重*	構成物	材料	重量 (解析)	重量 (今回想定)	比重*	体積	
①	溶融炉心（全量）	UO ₂ ZrO ₂	[]	[]	約11 約6	① 溶融炉心（全量）	UO ₂ ZrO ₂	[]	[]	約11 約6	約23m ³	設計方針の相違 ・想定する構成物の 重量の相違
②	炉内構造物等	SUS304等	[]	[]	約8	② 炉内構造物等	SUS304等	[]	[]	約8	約17m ³	
	合計		[]	約200トン		合計		[]	[]			
※：空隙率を考慮せず。												
<p>以上のように保守的に設定した条件の場合において、原子炉下部キャビティ室に蓄積される溶融炉心等は約 [] となる。これら溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティ室に堆積すると仮定した場合、原子炉下部キャビティ室の水平方向断面積は約 [] であるので、堆積高さは約 [] mとなることから、原子炉下部キャビティ内側室床面から流入経路が閉塞することはない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>												
<p>（2）原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入口である連通穴は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより連通穴が閉塞することのない設計とする。</p> <p>なお、連通穴を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。</p> <p>(a) プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査終了後、取り残された異物</p> <p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物</p> <p>(a) 定期検査時に持ち込まれる異物について</p> <p>①定期検査時の作業のため、一時的に使用する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テープ ・プラスチック、ビニール製品 ・ロープ ・ウェス、布切れ等 <p>②対応</p> <p>定期検査期間中は異物が放置されていないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。</p> <p>引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通穴の健全性を確保することが可能である。</p>												
<p>（2）原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について</p> <p>原子炉下部キャビティへの流入口である連通管と小扉は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより閉塞することのない設計とする。</p> <p>なお、連通管及び小扉を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。</p> <p>(a) プラント定期事業者検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期事業者検査終了後、取り残された異物</p> <p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物</p> <p>(a) 定期事業者検査時に持ち込まれる異物について</p> <p>①定期事業者検査時の作業のため、一時的に使用する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テープ ・プラスチック、ビニール製品 ・ロープ ・ウェス、布切れ等 <p>②対応</p> <p>定期事業者検査期間中は異物が放置されないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期事業者検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。</p> <p>引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通管及び小扉の健全性を確保することが可能である。</p>												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について</p> <p>①想定する事故シーケンス</p> <p>連通穴による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材管の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。</p> <p>②大破断LOCA時に発生する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損保温材（繊維質）：ロックウール、グラスウール ・破損保温材（粒子状）：ケイ酸カルシウム ・その他粒子状異物：塗装 ・堆積異物（繊維質、粒子） <p>上記異物のうち、各種保温材については、1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから、ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。</p>	<p>(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について</p> <p>①想定する事故シーケンス</p> <p>連通管及び小扉による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。</p> <p>②大破断LOCA時に発生する異物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損保温材（繊維質）：ロックウール ・その他粒子状異物：塗装 ・堆積異物（繊維質、粒子） <p>上記異物のうち、各種保温材については、1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから、ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <p>泊ではデブリ対策として格納容器内でグラスウール及びケイ酸カルシウムを使用していない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③対応</p> <p>i. ループ室内で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室内で発生する異物は、大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり、ループ室内のグレーチングの開口部等を通過した大型保温材や、クロスオーバーレグの大型保温材が、万一連通穴（Φ155mm）に到達することを防止するために、各ループ室最下階入口（5箇所）に、下部80cmに網目30mm×100mmのグレーチングを取り付けた金網扉を設置する。（図8）</p> <p>保温材等の異物は、ループ室入口の金網扉に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて補足される。（図9）また、ループ室床面グレーチングとループ室入口の金網扉の網目の大きさは同じであり、ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりループ室入口の金網扉が閉塞することは無い。また、この網目を通る異物については連通穴（Φ155mm）を閉塞させることは考えにくい。</p> <p>ii. ループ室外で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室外で発生しうる異物は、塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが、万一、ループ室床面（E.L.+17.6m）に落下しても、流路が複雑かつ長いこと等により、原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図10）更に、連通穴は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており、また穴径も155mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通穴を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに、連通穴は複数設置することで多重性を持った設計としている。</p> <p>(d) まとめ</p> <p>プラント定期検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。</p> <p>設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通穴を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにループ室出口に柵を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路である連通穴は複数確保して多重性を確保する。</p> <p>以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。</p>	<p>③対応</p> <p>i. ループ室内で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室内で発生する異物は、大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり、ループ室内のグレーチングの開口部等を通過した大型保温材や、クロスオーバーレグの大型保温材が、万一連通管（内径155mm）及び小扉（200mm×500mm）に到達することを防止するために、T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部に、グレーチングと同程度のメッシュ間隔のパンチングメタル板を設置する。（図9）（この他に機器搬入口の開口部が1箇所あり、既にグレーチングを設置している。）</p> <p>保温材等の異物は、T.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部のパンチングメタル板に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて捕捉される。（図10）また、ループ室床面グレーチングとパンチングメタル板の網目の大きさは同程度であり、ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりパンチングメタル板が閉塞することはない。また、この網目を通る異物については連通管（内径155mm）及び小扉（200mm×500mm）を閉塞させることは考えにくい。</p> <p>ii. ループ室外で発生する異物への対応</p> <p>大破断LOCA時にループ室外で発生しうる異物は、塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが、万一、ループ室床面（T.P.17.8m）に落下しても、流路が複雑かつ長いこと等により、原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図11）更に、連通管及び小扉は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており、また穴径及びサイズもそれぞれ155mm、200mm×500mmであることから、ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が、連通管及び小扉を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに、連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を持った設計としている。</p> <p>(c) まとめ</p> <p>プラント定期事業者検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期事業者検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。</p> <p>設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通管及び小扉を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにT.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部にパンチングメタル板を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路は連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を確保する。</p> <p>以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では設置場所の相違からパンチングメタル板を使用しているが、網目サイズをグレーチングと同程度とすることで異物の捕捉性能に相違はない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ループ室床高さの設計が相違している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では大飯における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造は異なるが、異物の捕捉性能は同等である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部のサイズを明確化した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

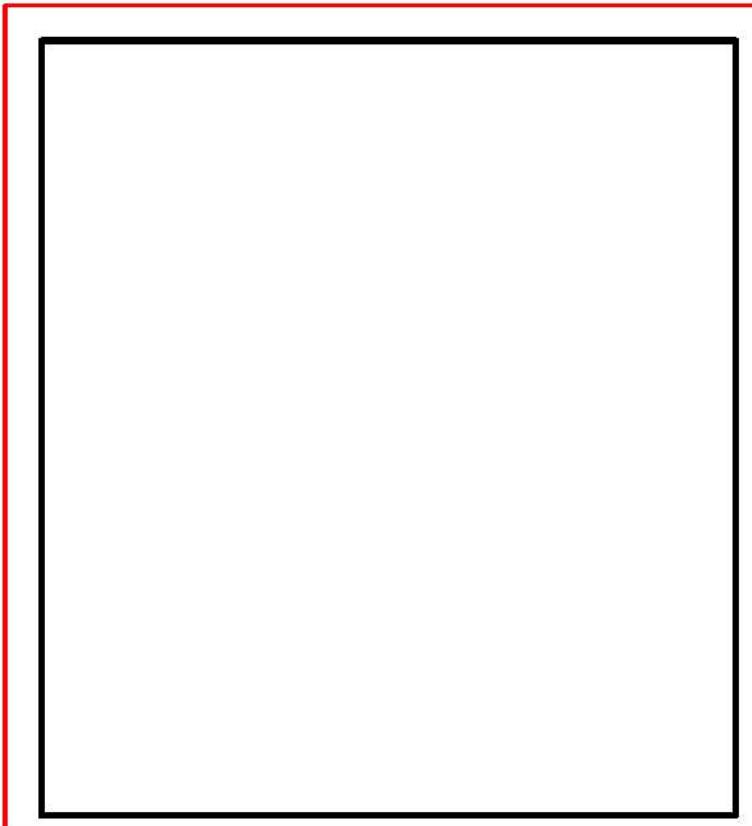
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>泊発電所3号炉</p> <p>LOCA 発生場所 (ループ室内)</p> <p>機器搬入口の開口部には既にグレーチングが設置されており、大型の破損保温材等は捕捉される。</p> <p>(写真A) 階段開口部に設置したパンチングメタル</p> <p>(写真B) 階段開口部に設置したパンチングメタル</p> <p>大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真A)</p> <p>T.P.17.8m フロア → : 水平方向の水の流れ → : 下層階への水の流れ □ : 床開口部</p> <p>LOCA 時の大型の破損保温材を含んだ水は、ループ室入口を経由し、階段開口部2箇所及び機器搬入口1箇所を通過して、最下階へ流下する。 従ってこの3箇所で、大型の破損保温材等を捕捉できるよう、対処を図る。</p> <p>大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真B)</p>	■ 設計方針の相違

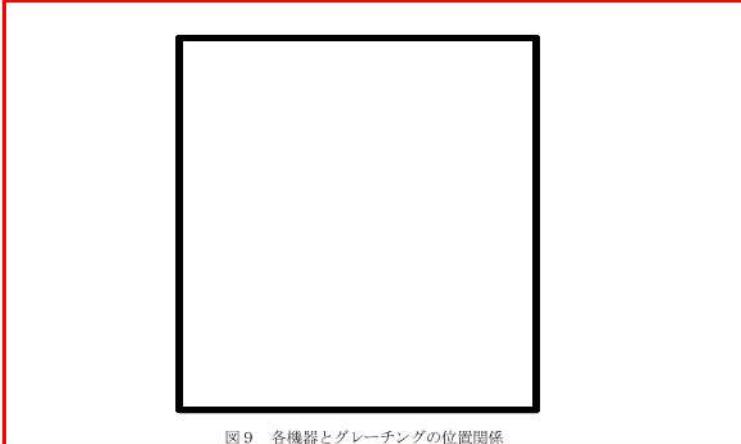
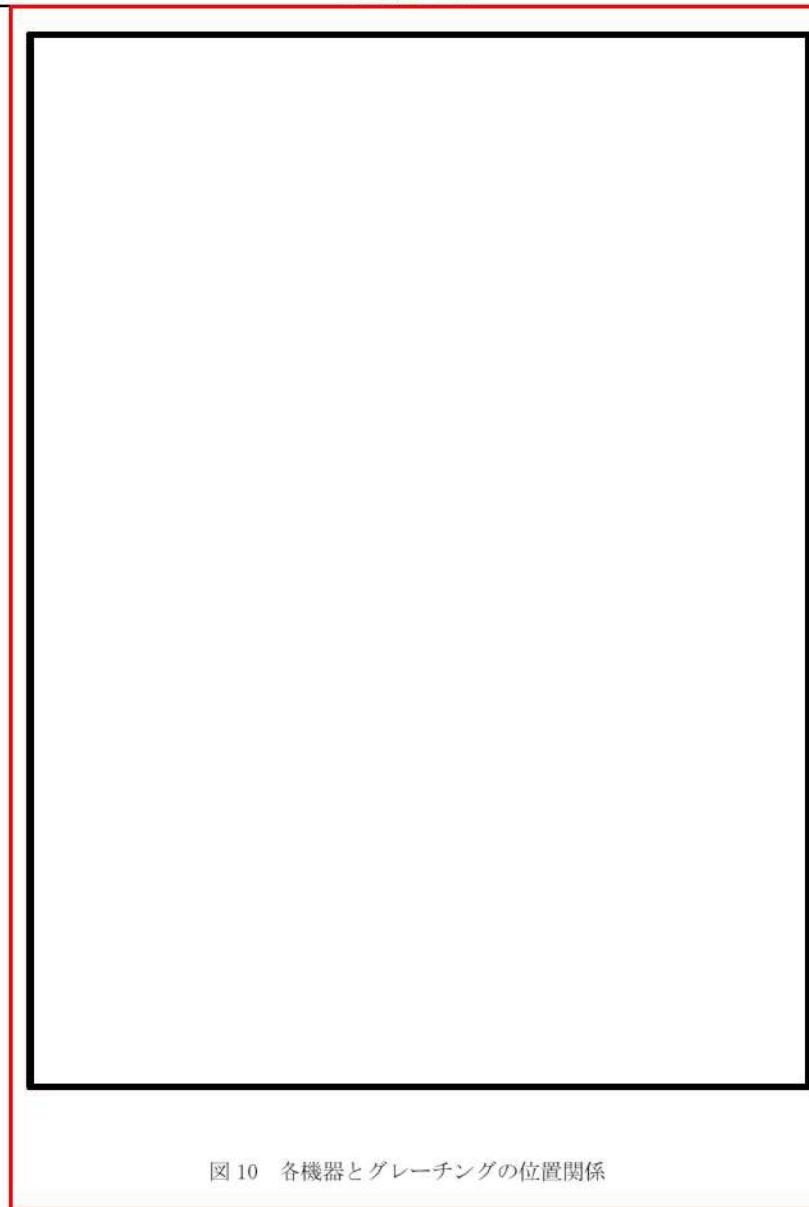
図8 保温材等のデブリ対策

枠内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

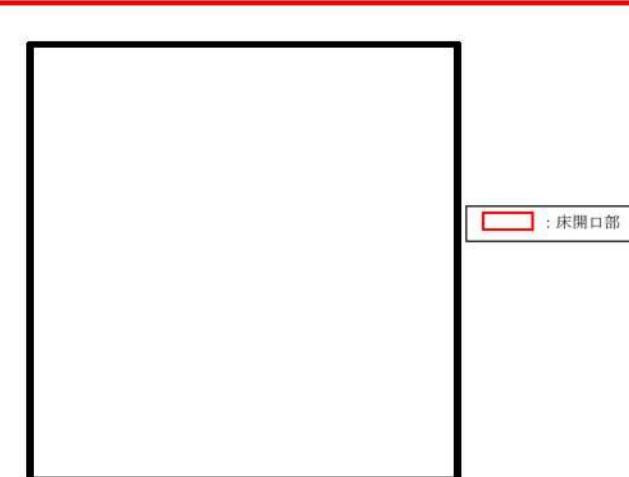
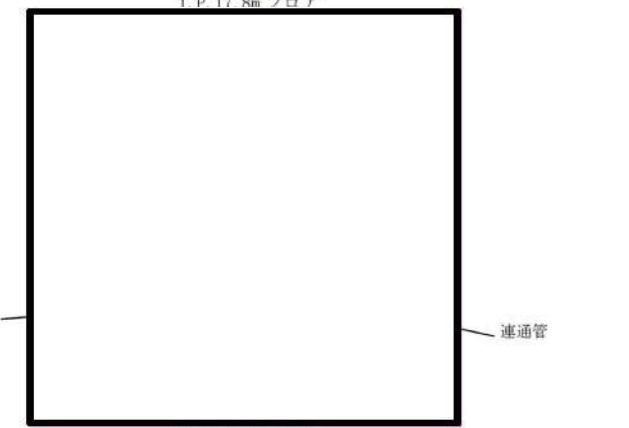
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図9 各機器とグレーチングの位置関係	 図10 各機器とグレーチングの位置関係	設計方針の相違

■ 條件の内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図10-1 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路（大飯3号機 断面図の例）</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図10-2 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路（大飯3号機 17.6M 平面図）</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	設計方針の相違
	 <p>図11 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路 (T.P. 17.8m/10.4m 平面図)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

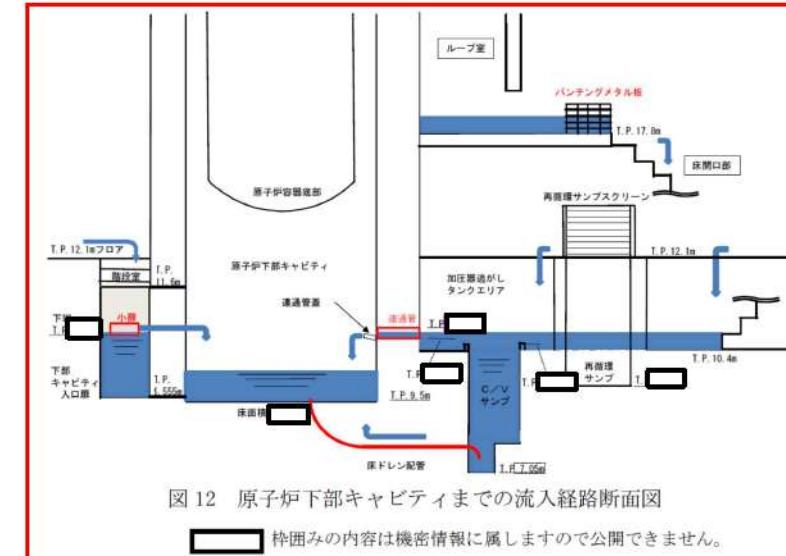
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.まとめ</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる炉内核計装用シンプル配管室への注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図1-1)</p> <p>①原子炉下部キャビティへの流入経路確保</p> <p>原子炉下部キャビティへ通じる炉内計装用シンプル配管室への連通穴2箇所設置。 また、炉内計装用シンプル配管入口扉に小扉を従来より設置している。</p> <p>②保温材等のデブリ対策</p> <p>各ループ室最下階入口（4箇所）にデブリ捕捉用の柵を設置する。</p> <p>これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。</p> <p>○大破断LOCAにより発生する保温材等のデブリは、デブリ捕捉用の柵により捕捉することができるため、連通穴にこれらのデブリが到達することはない。また、連通穴についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。</p> <p>○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通穴の設置高さは堆積高さと比べ高いことから、内側から注水経路が閉塞することはなく有効に機能する。</p>	<p>3.まとめ</p> <p>原子炉下部キャビティへの注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図1-2)</p> <p>①原子炉下部キャビティへの流入経路確保</p> <p>原子炉下部キャビティ入口扉に小扉を設置。 また、原子炉下部キャビティへの連通管を従来より設置している。</p> <p>②保温材等のデブリ対策</p> <p>T.P.17.8m の外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部にデブリ捕捉用のパンチングメタル板を設置する。</p> <p>これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。</p> <p>○大破断LOCAにより発生する大型の保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉の外側にこれらのデブリが到達することはない。また、連通管及び小扉についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。</p> <p>○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通管及び小扉の設置高さは堆積高さと比べて高いことから、内側から注水経路が閉塞することはなく有効に機能する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は連通管と異なる方向のほぼ同じ高さに連通管よりも大きい開口部を持つ小扉を設置することで多重性及び多様性を持つ設計としている。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では設置場所の相違からパンチングメタル板を採用しているが、捕捉性能は同等である。 ・泊では床面開口部にグレーチングを設置している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図11 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図 案内図の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図12 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図 ブラック枠の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<u>設計方針の相違</u>

51-8-13

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>原子炉下部キャビティへの蓄水時間について</p> <p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。また、原子炉格納容器最下階フロアの水位上昇に伴い、小扉からも流入する。</p> <p>図2に連通穴から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。</p> <p>なお、解析コードMAAPによると、図3のとおり溶融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.4時間後）までに確保可能である。</p> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 400px; margin-top: 10px;"></div> <p>図1. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p>原子炉下部キャビティへの蓄水時間について</p> <p>1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所</p> <p>原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。</p> <p>図2及び図3に連通管又は小扉から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。</p> <p>原子炉下部キャビティ室に通じる開口部は2箇所（連通管及び小扉）あり、仮にどちらか一方が閉塞した場合においても、図2及び図3のとおり冷却に必要な冷却水の確保は可能である。</p> <p>なお、解析コードMAAPによると、図4のとおり溶融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.6時間後）までに確保可能である。</p> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 400px; margin-top: 10px;"></div> <p>図1. 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は小扉が、連通管とほぼ同じ高さとなるため同時に流入する。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では大飯における2重の連通穴と同等の多重性を確保するため、連通管と小扉を使用する。 <p>設計方針の相違</p>

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 図2. 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係	 図2 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）	<p>本関係図の設定条件は以下のとおりである。</p> <p>(a) 解析コードMAAPによれば、MCCIの発生に対してもっとも影響の大きい「大LOCA+ECCS失敗+格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約1.4時間後）に合計□トン※1の溶融炉心及び溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に大飯3,4号機に装荷される炉心有効部の全量約□トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約□t※2とした。</p> <p>※1 MAAP解析では、初期炉心熱出力を□大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると設定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。</p> <p>※2 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通穴等により適宜注水される。</p> <p>(b) 大破断LOCA時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通穴を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、原子炉容器外周隙間からの流入については考慮しない。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

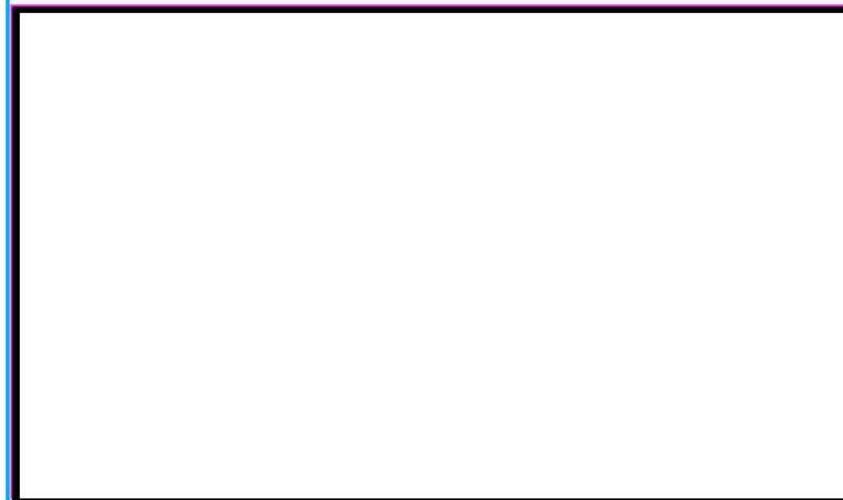
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では連通穴が2重化されていることから、小扉のみの流入による評価を行っていない。

図3 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係(追設小扉のみから流入の場合)

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

- (a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図2と同じ。
- (b) 追設する小扉の流入性確認のため、保守的に以下については考慮しない。
 - ・既設の連通管からの流入
 - ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入
 - ・原子炉容器外周隙間からの流入
- (c) 保守的に、大破断LOCA時の初期の流入水（RCS配管破断水（緑□））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティ室に流入すると仮定した。
- (d) 実際にはRCS配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。

□ 案内みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3. 原子炉下部キャビティ水量の推移 溶融炉心の断続的な落下後については約1.3mとなる。</p>	<p>図4. 原子炉下部キャビティ水量の推移</p>	<p>設計方針の相違 ・格納容器配置等の相違による</p>